

環境報告書ガイドライン（公開草案）

～環境報告書作成のための手引き～

目次

序 章	ガイドラインの発行に当たって	1
第1章	環境報告書と環境コミュニケーション	3
1.	環境報告書をなぜ作るのか～環境報告書作成・公表の必要性とメリット	3
2.	環境報告書の現状	5
3.	中小事業者等における環境報告書	7
4.	環境報告書の受け手と利害関係者	8
5.	環境報告書の対象範囲と公表媒体	10
6.	環境報告書の信頼性の確保に向けての仕組み	11
第2章	環境報告書のあり方	13
1.	報告に当たっての基本的要件	13
2.	報告に当たっての原則	14
3.	環境パフォーマンス指標について	17
4.	環境会計情報について	18
第3章	環境報告書に何を記載するか	21
1.	環境報告書の全体構成	21
2.	基本的項目	23
3.	環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括	25
4.	環境マネジメントに関する状況	27
5.	環境負荷の低減に向けた取組の状況	30

資料編（作成中 - - 最終的な取りまとめの際に入ります。）

資料編の内容の例

環境報告書の事例、環境にやさしい企業行動調査結果等、環境報告書に関する社会的な動き（社会・経済的分野も含む）、第三者検証等の現状と課題、環境レポート大賞、事業者の環境パフォーマンス指標（概要）、環境会計ガイドライン（概要）、環境活動評価プログラム（概要）、GRIガイドライン（概要）、環境報告書に関する情報入手先 など

平成12年11月

環 境 庁

序 章 ガイドラインの発行に当たって

背景

21世紀に向けて私たちは、現行の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革し、持続可能な環境保全型社会を構築していかなければなりません。そのためには社会経済活動の中に占める地位が極めて大きい事業者の、自主的、積極的な取組が必要不可欠となっています。

また、事業者にとって、より少ない資源・エネルギー消費と廃棄物等の排出により、より質の高い事業活動を行っていくことや、新しい環境配慮型の製品やサービスを提供していくことなどは、経営にとってもメリットをもたらすものとなってきています。

そのような中で、事業者が自らの活動に伴う環境への負荷の実態やその環境保全への取組状況等を取りまとめた環境報告書を作成して広く社会に公表し、消費者、投資家、取引先、地域住民等の利害関係者（ステークホルダー）との環境コミュニケーションを行っていくことの重要性が高まってきています。積極的な環境コミュニケーションは、事業者が事業活動を自ら改善していくとともに、社会からの信頼を勝ち得ていくことに大きく役立つと考えられます。さらに、事業者は環境に関する情報を公開していく社会的責務があるとの考え方も広まりつつあります。

近年、以上のような状況の中で、環境報告書を作成し、公表する事業者が急速に増加しつつあるとともに、環境報告書をベースとした事業者評価の取組も行われ始めました。そのため、積極的な取組を行う事業者が適切に評価されるようにしていくことも必要となってきています。

環境庁では、1997年6月に『環境報告書作成ガイドライン～よくわかる環境報告書の作り方』を作成し、環境報告書の普及を図ってきました。国際的にも、環境報告書に関して様々なガイドライン等が取りまとめられ、公表されています。環境庁ではこの度、環境報告書による環境コミュニケーションをより一層推進し、国内外の新たな動向にも対応するためにガイドラインの全面改訂を行いました。

環境報告書ガイドラインの目的と内容

このガイドラインは、環境報告書に係る国内外の最新の動向を踏まえ、その望ましいと思われる方向及び内容を取りまとめ、環境報告書を作成・公表しようと考えている事業者の方々のもとより、既に環境報告書を作成・公表している事業者の方々にも、実務的な手引きとなるよう作成したものです。

初めて環境報告書の作成に取り組む事業者にとっては、まず第1章の環境報告書の作成の必要性や利害関係者に関する記述、第2章の環境報告の基本的要件や原則などを参考にして、その作成に取り組んでいただき、さらには、環境報告書に必要と考えられる項目等を取りまとめている第3章を踏まえて、その項目や内容を検討していただきたいと思います。

既に環境報告書を作成・公表している事業者にとっては、自らの環境報告書をこのガイドラインの項目・内容と比較し、今後の環境報告書の改善、改良の検討に活用していただきたいと思います。

第3章の「環境報告書に何を記載するか」では、環境報告書に必要と考えられる項目を列挙しています。さらに、各項目の中で、原則として記載すべき内容と、記載することが望ましい内容を掲載しています。前者については、国内外で既に発行されている環境報告書等のガイド

ラインで共通して取り上げられている内容であり、環境報告書に原則として記載すべき情報です。後者は環境コミュニケーションのツールあるいは社会的説明責任等の観点から環境報告書に記載することが望ましいと考えられる情報です。あわせて、事業者の業種・業態に即して記載することが望ましい内容についても取りまとめています。

またこのガイドラインは、環境報告書に記載すべき内容と、記載することが望ましい内容を区分しているとともに、それぞれの項目や内容について、環境報告書に記載すべき背景や記載方法なども取りまとめていますので、事業者の利害関係者が、環境報告書を読んだり、分析したりする上での手引きとして活用していただくことも期待しています。

ガイドラインの対象

このガイドラインでは、ガイドラインに示した項目や内容を盛り込んだ環境報告書を作成する事業者として、当面、上場企業及び比較的従業員数の多い（500人程度以上）企業・事業者を想定しています。中小事業者（工場等のサイト単位を含む）の方々も環境報告書を作成する場合には、このガイドラインを参考に、可能なところから、可能な範囲で段階的に取り組んで行っていただければ良いと考えています。環境庁では別途、中小事業者が、比較的容易に環境保全への取組と、環境報告書の作成ができるよう、「環境活動評価プログラム（エコアクション21）」を取りまとめていますので、こちらも参考にしてください。

創意工夫の勧め～特色ある環境報告書の作成を

環境報告書の意義は、環境コミュニケーションの重要なツールであるとともに、社会に対して自らが発生させた環境負荷についての説明責任を果たすものですから、環境報告書には社会的に記載すべき項目や内容があると考えられます。しかしその一方で、その事業者の経営の方針や考え方、風土や特徴が反映されるべきものであり、その点では環境報告書の項目や内容は、各事業者の「創意工夫」が求められるものでもあります。優れた環境報告書とは、この二つの点を同時に満足したものであり、各事業者の創意工夫が大切です。このガイドラインを踏まえた上で、各事業者の特色が反映された環境報告書を作成・公表していただければ幸いです。

このガイドラインに準拠して環境報告書を作成した場合は、環境報告書にその旨を記述するとともに、事業特性上、該当しない項目等については、原則としてその理由も含めて明記してください。

また、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者にとっては、このガイドラインで示した項目等の全てを記載することは難しい場合もあると思います。そのような場合も、記載できなかった項目等について、原則としてその理由も含めて明記してください。なお、この場合は、今後、段階的に環境報告書の記載内容を充実させていく旨を明記することが望まれます。

第1章 環境報告書と環境コミュニケーション

1. 環境報告書をなぜ作るのか～環境報告書作成・公表の必要性和メリット

1) 事業者が社会に対して開いた窓

～環境コミュニケーション・ツールとしての環境報告書

環境報告書は、「事業者や企業が、社会に対して開いた窓であり、環境コミュニケーションの重要なツールである」ということができます。外部の第三者は、その窓を通して、その事業者が環境問題についてどのように考え、どう対応しようとしているのかを知ることができます。また、事業者はその窓を通して、第三者が、事業者に何を求め、どう感じているのかを知ることができます。

事業者が環境への取組の状況を広く社会に公表することにより、その事業者に対する理解を深めてもらい、さらには双方向のコミュニケーションを図ることにより、社会的な信用を得ていくこともできます。環境報告書は、事業者がこのような環境コミュニケーションを行っていく場合の重要なツールとなります。

そして、環境報告書という窓を、小さく開けるのか、それとも大きく開けるのか。どんなデザインにするのか。窓辺をどう飾るのか。それら全てについて、事業者自身の創意工夫が求められています。外部の第三者は、そのような情報を組み合わせて事業者を知り、理解することになるため、環境報告書には、その事業者自身の特色が正しく反映されるべきものです。

また、環境報告書は、環境コミュニケーションのツールですから、外部の第三者からの問い合わせ等への適切な対応や、双方向コミュニケーションのための工夫が必要となります。

「環境報告書」と言う場合には、当該事業者の環境問題に関する考え方、取組内容、取組実績等、さらには将来の目標等が体系的に取りまとめられたもので、これらが公表され、誓約されることにより、広く社会との環境コミュニケーションを行う意図が明確化されていることが必要です。

2) 社会的な説明責任としての環境報告書

社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、その事業活動を通じて大きな環境負荷を発生させています。そのため人類共有の財産である「環境」について、どのような環境負荷を発生させ、これをどのように低減しようとしているのか、どのように環境保全への取組を行っているのかなどを、公表・説明する責任があると考えられます。

また、製品やサービスの選択、投資先等の選択、さらには事業者評価等において、事業者の環境情報が必要不可欠の要素となってきました。

これらの点から事業者には環境問題に関する「社会的な説明責任がある」と言えます。

現在の社会経済活動の中で、事業者の占める地位は極めて大きく、消費者、投資家、取引先などの利害関係者は、その製品やサービスの選択、投資先の選定、さらには事業者の評価等に当たって、事業者の活動に伴う環境負荷の実態、環境保全への取組状況、環境技術の研究開発状況、環境リスク管理の状況等の、事業者の環境情報を必要としています。

また、地域住民や地方公共団体等は、当該地域に立地する事業者により、場合によっては、環境保全上の支障を受ける可能性があるため、やはり事業者の環境情報を必要としています。

これらの点から事業者は環境報告書を作成し、公表する社会的な説明責任があると考えられます。

3) 事業者自身の環境保全活動推進のツールとしての環境報告書

事業者が環境報告書を作成し、公表することは、外部的な効果やメリットだけでなく、事業者内部においても、様々な、かつ大きな効果やメリットをもたらす、事業者の環境保全への取組そのものを推進することに役立ちます。

事業者が環境報告書を作成し、公表するという事は、第一に、環境負荷の実態や環境保全への取組の状況を外部に報告することにより、事業者自身が、報告の内容を充実すべく、環境保全への取組の内容やレベルを自主的に高める効果が期待されます。また、社内的に環境情報の収集システムが整備され、環境保全に関する方針、目標、行動計画等を見直したり、新たに策定する契機になるとも考えられます。

第二に、自らの企業等がどのような環境保全への取組を行っているのかについて、その詳細までは知らない従業員も多いと考えられます。自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために、環境報告書は従業員研修のツールとしても活用できます。さらには自らの企業等の環境保全への取組を知るとともに、環境保全への取組を通じて従業員自身が、自社に誇りを持つことにつながるとも考えられます。また、環境報告書に経営者の緒言等を記載することにより、経営者自身の意識付けも期待できます。

第三に、グリーン購入が進展するとともに、取引先の選定等に際して、事業者の環境保全への取組状況についての情報を求められることが多くなると予想されますが、環境報告書はその際の説明資料として使用できるばかりではなく、営業ツールとしても活用することができます。

このように環境報告書を作成し、公表することは、その事業者自身の環境保全への取組を推進するとともに、従業員の意識を高めるなど、様々な効果やメリットをもたらします。

4) 環境保全型社会構築のための重要なツールとしての環境報告書

環境報告書の作成・公表の取組が普及することは社会的にも大きな意義があり、以下の4つの観点で、自主的な環境保全活動を推進するための重要なツールとして位置付けられます。

第一に、環境報告書により、事業者の取組の目標と状況が公表されることにより、いわばプレッジ・アンド・レビューの効果（事業者が社会的に環境保全への取組の、方針や目標を誓約し、社会がその状況の評価する）が働き、取組がより着実に進められることが期待されます。

第二に、今後、様々な利害関係者が環境報告書に記載された環境情報を、事業者や製品・サービス選択の判断材料とするようになれば、積極的な取組を進めた事業者が正当に評価されるようになり、いわば市場原理の中で公正かつ効果的に取組が進むことも期待されます。特に、製品・サービス市場における情報媒体としてはエコラベルが主たる役割を果たし得るのに対して、証券等の資本市場や雇用市場における情報媒体として、環境報告書が重要な役割を果たす可能性があります。こうした効果は、エコファンドの普及が進む中で、次第に現実のものとなりつつあります。

第三に、環境報告書の作成に当たって、いい意味で外部の目や同業他社との比較を意識し、より前向きに取組を行っていくことは、環境保全に向けて社会全体の取組が進展することにつながると考えられます。

第四に、幅広い関係者の間で「環境コミュニケーション」が進むことにより、社会全体の環境意識が向上するとともに、各主体の取組の状況と課題についての認識が深まれば、それぞれの役割に応じたパートナーシップの下で社会全体での取組のレベルアップに役立つことが期待されます。

2 . 環境報告書の現状

1) 環境報告書の作成・公表の取組の広がり

環境報告書の作成・公表する事業者数は、国内外において増加傾向にあり、上場企業の 15 % 以上が、環境報告書を作成・公表しています。その目的は、情報提供等の社会的責任、自社の環境保全への取組のPR、環境コミュニケーションの推進、社員教育などとなっています。

環境庁が実施している「環境にやさしい企業行動調査」の平成 11 年度の結果によれば、環境に関するデータ、取組等の情報を公開している企業は、上場企業で 40.9 %、非上場企業で 25.8 % でした。これは、10 年度の結果と比べると、上場企業で 5.2 ポイント増加しています。

その情報公開の方法としては、インターネットのホームページや環境に関するパンフレット、さらには環境報告書など様々な方法があり、特に環境報告書は、上場企業の 15 % 以上が作成・公表しており、近年、このような取組を行う事業者が大きく増加しつつあります。

また、環境報告書の作成・公表の目的は、「情報提供等の社会的責任」、「自社における環境に関する取組のPRのため」、「利害関係者とのコミュニケーションのため」及び「社員等への環境に関する教育のため」などが挙げられています。

さらに、環境報告書の取組の広がり、国際的な動きとなっており、オランダ、デンマーク等では、環境報告書の作成を義務づける制度も設けられています。

2) 環境報告書に関する社会的な動き

環境報告書は、環境コミュニケーションのツール、あるいは事業者評価に当たっての基礎情報、さらには事業者自身の環境保全活動推進のツールなど、多くの機能があります。そのため、この「環境報告書」を一つの鍵として、環境会計、エコファンド、環境報告書の第三者レビューなど、様々な社会的な動きが起こってきています。

環境報告書のガイドライン

環境報告書のガイドラインの例として、国際的には CERES (Coalition for Environmentally Responsible Economies)、PERI(Public Environmental Reporting Initiative)、UNEP (United Nations Environment Programme)、WICE(World Industry Council for the Environment)等が発行したものが、また、我が国でも環境庁(環境報告書作成ガイドライン)、民間団体(「環境報告書を読むプロジェクト」)が発行したものが、あります。また、1997 年からは、GRI(Global Reporting Initiative)において、各種ガイドラインを統合しグローバルスタンダードを作成していこうとする取組が進められており、その成果は、2000 年 6 月に「持続可能性報告のガイドライン」として公表されています。

優れた環境報告書の表彰制度

優れた環境報告書に対する表彰は、欧米をはじめ多くの国で実施されていて、1997 年には、イギリスの ACCA (公認会計士勅許協会) の呼びかけにより欧州環境報告書賞が創設され、現在、イギリス、デンマーク、オランダ、ベルギー、フランス、ドイツ等の 12 カ国が参加する制度となっています。

我が国でも、(財)地球・人間環境フォーラム及び(社)全国環境保全推進連合会の共催(環境庁等が後援)による「環境レポート大賞」が 1997 年より、東洋経済新報社及びグリーンリポーター

ィングフォーラム（民間団体）の共催による「環境報告書賞（グリーン・リポーティング・アワード）」が1998年より、それぞれ実施されており、優れた環境報告書を社会的に評価しようという動きが広がってきています。

環境報告書の関係者による交流の広がり

1998年6月に、環境報告書等による環境コミュニケーションの発展を図ることを目的として、幅広い事業者、NGO、学識経験者等によるネットワーク組織「環境報告書ネットワーク（NER）」が設立されており、研究会やシンポジウムの開催等の活動を実施しています。また、環境庁やその他の各種団体においても環境報告書等に関するシンポジウム等が数多く実施されており、このような環境報告書に係わる関係者による交流の輪、ネットワークが拡大しつつあります。

環境会計の取組の広がり

近年、いわゆる「環境会計」の実施を試み、これを環境報告書に記載する事業者が急速に増加しています。環境対策を財務情報と結びつけようとする「環境会計」は、環境保全への取組状況を利害関係者に示す手法の一つとしても重要と考えられています。

環境会計については、環境庁の「環境保全コストの把握に関する検討会」（座長：河野正男 横浜国立大学教授）において、2000年5月に「環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000年版）」が取りまとめられ発表されています。

環境報告書をベースにした事業者評価、エコファンドの広がり

環境報告書等により公表された事業者の環境情報などを基に、事業者の環境保全への取組状況を評価する、いわゆる「環境格付け」の動きが国際的に広がりつつあり、既に欧米では複数の格付け機関が活動を行っていて、その中で日本企業が格付けされる例も増えつつあります。

また、我が国においても、環境保全への取組を熱心に行っていると考えられる事業者の株式に投資する、いわゆる「エコファンド」が、1999年秋より相次いで発売され、大きな人気を博しています。さらに、民間の研究機関や大学、新聞社等において、事業者の環境保全への取組状況を調査し、その結果を評価して公表する事例が出てきています。

環境報告書の第三者レビューの取組の広がり

環境報告書によるコミュニケーションを有効なものとする上で、その信頼性を確保し向上させることが重要であると考えられています。そのためには、まず、個々の事業者が、事実に基づく適正な記述を行うことが基本ですが、より一層、環境報告書の信頼性を高めるために、第三者によるレビュー（検証）等を受ける事業者が国内外で増えつつあります。同時に、その公平・公正な実施方法等について、検討が必要であるとの意見も高まってきています。

環境パフォーマンス評価の指標の検討

環境報告書には、環境への負荷や対策の状況（環境パフォーマンス）を表すため、例えば、CO₂排出量、廃棄物発生量、リサイクル率など様々な指標が盛り込まれています。どのような指標を選択し、どのような形で表現するかについては、環境報告書において事業者が、事業の特性等に応じて重要な面が適切に表現されるよう工夫することが重要ですが、一方、事業者によって、項目や算出方法に基本的な整合性もなく「バラバラ」といった状態になれば、相互の比較が不可能になるのみならず、データの信頼性を低下させるおそれもあります。

環境庁では、2000年5月に「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会（座長：山本良一 東京大学国際・産学共同研究センター教授）」を発足させ、環境パフォーマンス評価の指標の

望ましいあり方について調査・検討を進めており、その成果は本ガイドラインの第3章第4節及び第5節に盛り込まれています。

3. 中小事業者等における環境報告書

1) 環境活動評価プログラムと環境行動計画～中小事業者の環境報告書

環境庁では、1996年より、中小事業者等の幅広い事業者に対して環境マネジメントの簡易な手法を提供する目的で、「環境活動評価プログラム - エコアクション21 - 」の普及を推進しています。「環境行動計画」とは、環境庁がこのプログラムの中で、事業所に作成・公表を呼びかけているもので、中小事業者レベルでの環境報告書と言えるものです。

環境活動評価プログラムは、中小事業者でも、簡易な方法により環境保全への具体的な取組を展開でき、かつその結果を「環境行動計画」として取りまとめて、公表できるように工夫されています。

具体的には、事業活動に伴う環境への負荷を簡易な方法により把握するとともに、環境保全への具体的な取組についてチェックリストに基づき自己チェックをします。さらに、この自己チェックの結果をベースに、取組目標や具体的な取組内容を定めた「環境行動計画」を作成することができますようにしています。環境活動評価プログラムを実施した事業者は、プログラム事務局に参加登録ができ、さらに「環境行動計画」を届け出することもできます。これにより、環境保全の取組を行っていることを広く社会にアピールすることができます。

このように「環境活動評価プログラム」は、事業者が自主的に「環境との関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ことを促し、環境保全への取組のための計画づくりとその実施を支援するものです。

中小事業者にあっては、この環境活動評価プログラムに基づいて「環境行動計画」の作成にまず取り組んでみるのが望まれます。多くの中小事業者にとっては、この環境行動計画を公表すれば、その規模等から考えて、必要と思われる環境報告書のレベルを十分に満たしていると考えられます。そして、環境活動評価プログラムによる取組を数年間続けた上で、さらに取組そのものや公表の内容などを高めたいと考えた場合は、このガイドラインに基づいた環境報告書の作成・公表に取り組んでいただければと思います。

また、前述の「環境レポート大賞」の表彰制度においては、このような中小事業者の環境行動計画の作成・公表を支援するため、環境行動計画部門を設けており、優秀な環境行動計画には環境庁長官賞などが授与されています。（環境活動評価プログラムの入手方法等については資料編をご参照ください。）

2) サイト単位の環境報告書～サイト環境レポート

親会社や本社における環境報告書の作成・公表の取組にあわせ、また、ISO14001の認証取得に伴い環境コミュニケーションを推進するため、関連事業者（子会社等）や工場・事業所単位でも環境報告書を作成・公表する取組が広がりつつあります。このような環境報告書を「サイト環境レポート」と呼んでいます。

近年、親会社や本社における環境報告書の作成・公表の取組にあわせ、関連事業者（子会社等）

や、工場・事業所単位でも環境報告書を作成・公表する取組が広がりつつあります。また、ISO14001の環境マネジメントシステム規格の認証を取得する事業所等が増えていますが、この認証取得に当たり、環境方針を公開すること、利害関係者と環境コミュニケーションを図ることなどが必要となっています。そして単に環境方針を公開するだけでなく、環境目的や環境目標、さらには取組の結果などを取りまとめたレポートを作成・公表する事業所等も出てきています。

このような関連事業者や工場・事業所単位の環境報告書のことを「サイト環境レポート」と呼んでいます。

事業所周辺の地域住民や地方公共団体にとっては、その事業所を統括する事業者全体でどのような環境保全への取組を行っているかということも重要ですが、それ以上に、地域の中の身近に立地する事業所において、どのような環境保全への取組が行われているかということが重大な関心事です。サイト環境レポートは、地域住民との環境コミュニケーションを図るとともに、事業所自身が地域住民に信頼され、「我が町の事業所」として存在していくために大きな役割を果たすと言えます。

地域住民にとっては、例えば事業所の地球温暖化防止の取組も重要ですが、騒音、振動、悪臭や、地域の土壌汚染、大気汚染、水質汚濁等の公害問題への取組の方が、日常的には重要と言えます。その点でサイト環境レポートは、事業者全体の環境報告書ではカバーしきれない地域レベルの環境問題への取組に特に重点を置いて、簡潔に記述することが必要です。このように、サイト環境レポートは、企業全体あるいはグループ全体の環境報告書とは記載すべき項目や内容が異なる部分があり、サイトの特徴を明らかにする内容とすることが求められます。サイト環境レポートにおいて記載することが望ましい項目や内容については、第3章「環境報告書に何を記載するか」第5節「環境負荷低減に向けた取組の状況」の中の表において、「事業者全体又は個別事業所の別」の欄に『個別事業所』として取りまとめています。

今後、本ガイドラインを参考に、サイト環境レポートを作成・公表する取組が広がっていくことを期待しております。

4．環境報告書の受け手と利害関係者

環境報告書は、事業者が社会との間で行う環境コミュニケーションの重要なツールであり、その読者＝受け手は様々に考えられます。環境報告書の主な受け手がどのような人々で、どのような情報を知ろうとしているかがわかれば、それに合った環境報告書を作成することができます。また、社会が複雑化する中で、その事業者、あるいは事業活動に何らかの利害を有する利害関係者＝ステークホルダーという概念が広がりつつあり、よりポジティブに事業者の環境情報を求める声も高くなってきています。

環境報告書の受け手は、消費者や生活者、株主や金融機関、投資家、取引先、学識経験者や環境NGO、消費者団体、さらには地域住民や行政と様々な主体が考えられます。また、環境報告書は、外部の第三者に向けてだけ作成されているのではなく、その事業者の社員、従業員やその家族なども重要な環境報告書の受け手であると言えるでしょう。

環境報告書を、誰をターゲットとして作るかは、事業者の判断によって決められるものであり、事業者の業種等の特性や方針により様々な考え方が有り得ます。例えば、国際的企業が主として投資家をターゲットとして作成する場合、大組織を擁する事業者が従業員への環境教育を主たる狙いとして作成する場合、流通等消費者との関わりの深い事業者が消費者を重視して作成する場合、製造事業者が製品のユーザーを重視して作成する場合、工場・事業所等において地域住民や行政を重

視して作成する場合などが考えられます。また、マスコミ等のコミュニケーションの媒介者を重視する場合も考えられます。

そして環境報告書に求められる情報の内容や質は、様々なターゲットにより異なってきます。投資家やマスコミ等一定の知識を有する者を重視して環境報告書に盛り込む情報量を優先すべきか、それとも消費者を重視して環境報告書のわかりやすさを優先するべきかといった点は議論となるところです。幅広い利害関係者をカバーするには、情報を整理・解釈してわかりやすく伝える NGO、研究機関、マスコミ等の役割も重要と考えられます。また、環境報告書にはある程度豊富な情報を盛り込むと同時に、特に消費者に向けてよりわかりやすい環境パンフレットなどのコミュニケーションツールを用意するといった、重層的なアプローチも考えられます。

例えば環境報告書とは別に、一般消費者向けに環境保全への取組を紹介した環境パンフレットやリーフレットを作成したり、アニュアル・レポートや就職案内に、環境保全への取組を紹介するページを設けたり、あるいは関連会社や工場単位でサイト環境レポートを作成したりと、様々な取組が行われています。また、インターネットのホームページ上に、環境報告書の全文を記載したり、より詳しい詳細なデータを記載したりするなどの工夫も行われています。さらには、環境保全への取組状況を、新聞や雑誌、テレビなどを利用して環境広告という形でアピールする事業者も増えつつあります。

いずれにしても、どのような受け手や利害関係者を主に想定して環境報告書を作成するのかを、十分に検討することが大切です。以下に想定される主な受け手や利害関係者について取りまとめました。

消費者、生活者

まず第一には、消費者や生活者が考えられます。環境問題の深刻化に伴い、消費者の環境に対する意識は高まりつつあり、それが徐々に製品やサービスを選択する際の判断材料の一つになってきています。例えば、省エネや燃費を考慮しない家電製品や自動車の選択は、今やほとんど考えられません。廃棄物となりにくい包装や製品を求める動きも生まれつつあります。

そして少なくとも、環境問題に真摯に取り組む姿勢は、その事業者に対する信頼感につながり、売り上げにも影響を与えることとなります。

株主、金融機関、投資家

株主や金融機関、投資家も、今や環境報告書の受け手となりつつあります。既に欧米では、事業者の環境問題への取組状況を、投資や融資の際の判断材料の一つとして考えることが一般化しつつあります。つまり、環境問題により熱心に取り組んでいる事業者を支援していきたいということや、環境問題への対応の如何が事業者の今後の業績を左右することがあるとの考えに基づくものであり、既にエコファンドという形で姿を現しつつあります。今後は、事業者の環境格付けなどにも環境報告書は使われていくこととなります。

取引先

取引先からも環境報告書等の提出を求められることが出てくるでしょう。欧米では ISO14001 の環境マネジメントシステム規格の認証取得を取引の条件とする事業者が出てきています。日本においても、環境問題に的確に取り組むことを取引の条件の一つとする動きが強まっています。つまり、取引先の技術、財務状況、製品等の品質に加えて、環境保全への取組も含めて総合的に取引先を選択していこうということです。

学識経験者、環境NGO、消費者団体

学識経験者や環境NGO、消費者団体も、環境報告書の受け手の一つであると言ってよいでしょう。これらの団体等は環境問題に関するオピニオンリーダーとしての役割を果たしており、一般の消費者やマスコミに強い影響力を持っています。また、環境報告書や事業者の取組を比較し、その結果を発表したり、出版したりすることも考えられます。その様な点からも、こうした団体等の理解を得られるような報告書であることが望まれます。

地域住民

工場や店舗、事業所周辺の住民も環境報告書の受け手の一つです。地域住民は、工場等においてどのような環境保全への取組が行われているか、特に公害防止の対策や環境事故の未然防止対策等がどのように行われているかについて、関心を持っています。環境情報の公開、環境コミュニケーションの推進は、工場自身が地域住民に信頼され、ともに発展していく上で大きな役割を果たすと考えられます。また前述したサイト環境レポートの作成及び公表も必要に応じて推進していくべきと思われる。

行政

行政も環境報告書の受け手の一つです。平成10年に制定された「地球温暖化対策推進法」や平成11年に制定された「PRTR法」等においては、事業者の取組内容を公表することそのものに効果を認めており、法体系の中で、情報開示が重要な政策手法として位置づけられ始めています。また、地方公共団体においても、地域の環境基本計画や地球温暖化対策行動計画等の中で、地域の事業者を計画の主要な対象として事業者の自主的な取組を促進し、その事業活動における環境負荷の低減を図ろうとしています。そして優良な事業者を積極的に支援するために、環境活動評価プログラムや環境報告書等を活用していこうとしています。

また、行政自身も、積極的に環境保全の取組を進めるための率先実行計画を策定したり、ISO14001の認証を取得する動きが広がっています。グリーン購入法が施行されるに伴い、入札参加や事業発注の条件の一つとして、環境報告書の作成・公表を求めていくことも予想されます。

社員、従業員及びその家族

社員や従業員及びその家族も環境報告書の受け手の一つです。前述したように優秀な社員を雇用したり、社員の志気を向上させ、自らの企業に対する誇りを養うためには、自らの企業の環境への取組に関する姿勢を示し、理解を得ることが重要となります。その際、環境報告書は有効なツールの一つとなります。さらに今後は、優秀な社員を雇用するに当たっても、環境問題に対する姿勢が問われてくるでしょう。

5. 環境報告書の対象範囲と公表媒体

環境報告書の作成・公表に当たっては、組織のどの範囲を対象とするのか、どのような媒体でどのような内容を公表するのかを十分に検討することが望まれます。

誰を対象として環境報告書を作成し、公表するかという点に関連して、組織のどの範囲を対象に環境報告書を作成するかについても、様々な場合が想定されます。基本的に、それぞれの事業者において、何を目的とし、誰をターゲットと考えるかに応じて決めていくことが必要です。

具体的には、大別して、事業者全体を対象とする場合と個別の事業所を対象とする場合とがある

と考えられます。

前者では、投資家、消費者等が主たる受け手として想定されるのに対して、後者では、地域住民、行政等が想定されます。

前者については、子会社などの関連組織をどこまで含めるかによって様々な場合がありますが、いわば連結決算のように、事業者全体の実状をより良く表せるように子会社等を含めていこうとする動きもあります。最終的には、連結決算の範囲と、環境報告書の範囲を極力一致させていくことが望まれます。

また、どのような媒体を利用して環境報告書を公表するかについても検討が必要です。既存の環境報告書のほとんどは、紙媒体に印刷された冊子という形式を取っていますが、この場合は印刷費及び発送費がともに必要となり、特にその費用は大きなものとなることがあります。一方、インターネットのホームページ上で、環境報告書を公表する事業者も増えつつあります。現在は、印刷された環境報告書と同一の内容を記載している場合が多いようですが、中には、インターネットのみで公表している事業者、印刷された報告書より詳細な内容をインターネット上で公表している事業者もあります。今後、公表媒体毎にその特性を踏まえ、公表する環境情報の内容にも工夫を図ることが必要と考えられます。

6．環境報告書の信頼性の確保に向けての仕組み

環境報告書は、ただ単に作成し、公表すればいいというものではありません。環境報告書を社会的な責任から作成・公表するに当たっても、環境コミュニケーションのツールとして活用していくに当たっても、その環境報告書が社会に受け入れられ、信頼されるものでなければならないと言えます。そういう意味で、環境報告書の信頼性をどのように確保していくのかは、どのような内容の環境報告書を作成・公表するかということと同様、大変重要です。

環境報告書の信頼性を確保していくためには、以下のように様々な手法や仕組みが考えられ、先駆的な事業者によって、既にこれらの取組が始められつつあります。

これらの手法や仕組みのどれに、どのように取り組んでいくかは、事業者の業種、特性及び報告内容等に応じ、事業者自身が判断していくべきものと言えます。

1) 双方向のコミュニケーション手段の確保

環境報告書に関する各種のガイドラインの影響もあり、既にほとんどの環境報告書において、発行年月日、次回発行予定、問い合わせ先等が明記されています。さらに最近発行された報告書では、意見送付用等のアンケート用紙やはがきを添付し、読者からの意見や要望を積極的に聴取するという姿勢を明確に表しているものが増えつつあります。また、インターネット等を利用し、双方向のコミュニケーション手段を確保している事業者も多くなっています。

このように環境報告書における双方向のコミュニケーション手段を確保し、利害関係者の意見や質問等に積極的に対応していくことは、信頼性確保に当たっての最も基本的な手法であると言えます。

また、環境報告書に記載される最終的な情報のみならず、その元となる種々のデータにもアクセスすることが可能であれば、情報全体の信頼性が大いに高まることになるでしょう。こうした手法も今後の検討課題の一つと考えられます。

2) 中立的に定められた基準に則った作成

環境報告書は、個々の事業者が、自らの業種、特性及び対象者等に応じて工夫しながら作成することが重要ですが、一方である程度の共通性、比較可能性も必要であると考えられます。また、報告内容について、その事業の特性に応じた重要な環境負荷の実態や、環境保全への取組状況に関する情報が記載されているなどの網羅性も必要です。

従って共通的なガイドラインに則って環境報告を作成し、その旨を明記することにより、報告の比較可能性や網羅性が高まり、信頼性を高めていくことに資すると考えられます。既に、環境庁の環境報告書作成ガイドラインやP E R I等のガイドラインに則って作成し、これを明記している例が見られ、また、G R Iのガイドラインを活用する動きも出てきています。

本ガイドラインを作成した目的の一つも、本ガイドラインを参考に環境報告書を作成・公表することを推進し、環境報告書の信頼性を高めていくことにあります。

3) 厳格な内部管理の実施とその公表

環境マネジメントシステムや環境情報の収集・管理のシステム、さらには、環境パフォーマンスについて、その内部管理の基準及び内部監査の基準等を厳しく設定して、これに基づいて、内部管理・監査を厳格に実施することが、環境報告書の信頼性の基盤であると考えられます。

さらに、こうした内部管理・監査の基準や監査結果等を環境報告書において公表することにより、環境報告書の信頼性を一層高めることに役立つと考えられます。先駆的な事業者においては、このような取組が始められています。

4) 第三者レビュー

環境報告書について、その正確性、網羅性等に関し中立的・独立的な第三者による検証や第三者意見表明等の第三者レビューを受けることにより、信頼性を高めることができます。欧米及び我が国の事業者において、このような第三者レビューの様々な取組の事例も増えつつあります。

こうした取組は信頼性を確保するための積極的な試みとして評価されますが、一方、検証等に当たったの基準やガイドライン、さらには第三者レビューを行う組織や人の資質などが曖昧なままで、安易にこのような取組が広がっていくと、かえって社会的な信頼を失っていくおそれもあります。

現在行われている第三者による審査等の取組は、検証、監査、第三者意見表明等と様々な用語が用いられていますが、これらの用語の定義は明確にはなされていません。また、「第三者」という用語そのものの定義も明確ではありません。今後、関連する用語の整理、定義を行っていくことが必要となっています。

また、現在行われている第三者レビューについては、環境報告に記載された「情報の正確性」の審査、環境報告の「報告内容の網羅性」の審査、実際に行われている「対策内容の適切性」の審査及び法律等の遵守状況の審査があります。さらに、実際には、これらが別々に実施されるとは限らず、複数が複合した形で実施される場合もあります。これらの第三者レビューには様々な効果と課題がありますが、詳細については参考資料として巻末に掲載しましたので参照してください。

第2章 環境報告書のあり方

1. 報告に当たっての基本的要件

環境報告書を作成するに当たっては、まず環境報告書の対象とする組織、期間、対象分野などの基本的な要件を明確にし、かつ、環境報告書にこのことを明記することが必要です。

1) 対象組織の明確化

環境報告書で対象とする組織の範囲を明確に定義することが必要です。

具体的には会社単独なのか、連結対象企業やグループ企業も含めるのか、日本国内に立地する事業所のみを対象とするのか、海外の事業所までも含めるのか等が問題となります。

また、これまで公表された環境報告書をみると、会社概要は単独決算のデータ、環境パフォーマンスは主要事業所のみデータ、環境保全への取組の記述は海外の事業所や子会社での取組も含むといった具合に、その内容によって対象組織の範囲が、環境報告書全体で首尾一貫していない例もみられます。

データ収集の精度や労力の点からやむを得ない面もありますが、環境報告書全体の対象組織を明確にし、内容によりこれと異なる場合は、それぞれにおいて対象範囲を明記することが必要です。

2) 対象期間の明確化

環境報告書で対象とする期間を明確に定義することが必要です。

第一には、会社概要や財務情報と環境パフォーマンス情報など、環境報告書に記載された各種データの対象期間を可能な限り統一し、もし内容により異なる場合には、その点を明記することが必要です。

第二には、環境報告書に記載されている環境保全への取組の内容の実施時期が、環境報告書の対象期間と一致していることが必要です。しかし、取組の全てが一定期間内で終了するわけではないこと、過去に行った取組であっても現在まで継続して効果を発揮している場合があること、当該年度の取組だけではその事業者の取組全体を適切に紹介することが難しい場合があり、その場合には、異なっている点を明記することが必要です。

3) 対象分野の明確化

環境報告書で対象とする内容の分野を明確に定義することが必要です。

近年、欧米では「環境」問題に限らず、社会的分野等についても報告書の対象分野として拡大し、これを「持続可能性報告」として普及していこうという動きが強まっています。社会的分野とは、例えば、労働安全衛生、従業員の福利厚生、雇用等に当たっての男女等の平等、バリアフリーへの対応、賃金、組合活動の自由度、フィランソロピーなどのことです。

ただし、社会的分野に関しては、環境分野とは異なり、どのような項目や内容を、どのように取り扱うか等について、まだ発展途上にあるというのが現状であり、今後、様々な検討が積み重ねられていく必要があります。

しかし、環境対策と労働安全衛生などを一つのセクションで統括している事業者も数多くあり、またこれらの問題はかなり関連性がある場合もあります。本ガイドラインで取り上げる環境報告書の項目や内容は、あくまでも環境保全という観点でのミニマムなレベルのものであり、それぞれの事業者の判断で、社会的分野等へ報告分野を拡大していくことが、望ましいと言えます。

2. 報告に当たっての原則

環境報告書は、以下に示す適合性、信頼性、明瞭性、比較可能性、検証可能性及び適時性の各原則に合致するように作成することが必要です。

1) 適合性

作成・公表される環境報告書がどのような受け手、利害関係者を対象としているのかによって、環境報告書のあり方は異なってくると考えられます。例えば、消費者や顧客を対象とするのか、投資機関、環境NGO等の専門的知見のある者を対象とするのか、その主たる対象によって報告の内容などが異なってくると考えられます。それぞれの受け手が、その事業者及び環境報告書に対して、どのようなことを期待し、どのような情報を求めているかを、十分に考慮することが必要です。環境報告書はそのような受け手の期待やニーズに適合していることが望まれます。

2) 信頼性

作成・公表した環境報告書が、多くの利害関係者に受け入れられ、信頼を得ることができるかどうかは、当該事業者の環境報告書の作成に対する姿勢にかかっています。

環境報告書の信頼性を高めていくためには、

- ・記述内容に誤りのない、事実に基づいた正確なものであること
- ・当該事業者が行うべきと考えられる環境保全への取組や環境負荷の削減に関して必要かつ実質的な情報が記載され、網羅されていること
- ・環境報告書の受け手の判断や見解に影響を与える可能性がある情報や、社会的に議論となっている問題に関しては、偏見のない、中立的な記述を行うこと
- ・不確実な事実やデータ、将来の予想などについては、読者に誤解を与えない慎重な表現がなされていること

などに配慮することが必要です。

3) 明瞭性

環境報告書の受け手は多種多様であり、環境報告書の作成に当たっては、わかりやすい、かつ誤解のないように配慮することが重要です。

環境報告書において、自社の取組内容のみを記載し、数値データ（実績や目標）や自らの環境負荷の実態についてほとんど記載していないものがあります。事実を正確に伝える上で、数値の記載は極めて重要であり、その数値も指数だけでなく、必ず実数値で記載すべきです。実数値が記載されていなかったり、指数のみで表現されていたりすると、「実は何もしていないのではないか」または「実際にはもっと多いのではないか」などの無用な誤解を招き、かえって評価を損なうおそれがあります。さらに、過去数年における経年変化を示すことも理解を深める上では重要です。

環境報告書はコミュニケーションツールとして、見やすい、わかりやすい、読みやすいものであるとともに、読者が「読んでみたい」と興味を抱くような表現の工夫も大切です。

そのためには、

- ・簡潔な文章と文体を心がける
- ・文章に加え、グラフや写真等を交えて表現する

ことが望まれます。

また、業界や社内だけで通用するような言い回しや表現、用語は可能な限り避けるべきであり、場合により注釈等を付すことも必要です。

特に、サイト環境レポートについては、地域住民等が必要とする情報に重点を置いて、簡潔に取

りまとめることが望めます。

4) 比較可能性

環境報告書は、事業者間の比較が可能であることが望めます。記載するデータの根拠や収集方法、測定方法などを明記すること、本ガイドラインに準拠して環境報告書を作成すること、業界等で合意した共通の手法で環境パフォーマンスに関する情報を測定することなどは、環境報告書の信頼性を高めるとともに、事業者間の比較可能性をも高めることにつながります。

また、記載された情報は、単年度のものだけでなく、当該事業者における経年の変化を適切に比較できることも必要です。

5) 検証可能性

環境報告書の信頼性を確保していく上で、環境報告書に記載された情報について、客観的な立場から検証可能であることが必要であると考えられます。検証可能であるということは、第一に、環境報告書の記載情報のそれぞれについて、算定方法や集計範囲等が明記されていて、検証可能な形で表示されているということです。第二には、環境報告書の記載情報のそれぞれについて、根拠資料が存在するとともに、その集計システム等が構築されていて、情報の信頼性を第三者が確認する手段があるということです。この場合の第三者とは必ずしも外部の人間だけではなく、企業内部の監査役なども想定されます。

6) 適時性

環境報告書は一定の期間毎に作成され、当該事業者の環境保全への取組、あるいは環境に関する事故、さらには環境保全への取組の方針や目標の策定や改訂などについて、適切なタイミングで公表されることが重要です。

環境報告書の作成に当たっての留意点

環境報告書を作成する際に留意しなければならない点はいろいろありますが、最も重要なことは、第一にどんな形式や内容でも、とにかくまず作成してみることに、第二に、見栄えよりも情報の内容を充実させることです。最初からお金をかけたものを作成しようとはせず、数年をかけて、段階的にその質を高めていくことが大切です。

まず、作成してみる事が重要

環境報告書を作成する際に、まず誰でも行うことは、大企業や同業他社の環境報告書を取り寄せ、それを参考にすることです。大企業の環境報告書を見ると、ページ数も多く、フルカラーで、内容も充実していて、それに圧倒されてしまい、「こんな立派な環境報告書は作れない」「カラーの環境報告書でないと恥ずかしい」「こんなすごい環境報告書を作成する予算はない」などと思われるかもしれませんが。

しかし、考えていただきたいのは、優れた環境報告書とは、フルカラーでページ数が多い報告書ではなく、必要な情報が充実している報告書であるということです。また、優れた環境報告書を作成し、公表している事業者であっても、いきなり現在のような環境報告書を作成できたわけではありません。いずれの事業者も最初は簡単な環境報告書から出発しているのです。

重要なことは、まずは環境報告書を発行しているか、していないのかということであり、次に内容の充実を図ることであり、何よりもこのガイドラインに準拠し、まずは作成してみる事が重要

です。とにかく最初は、安易に外部の業者に頼らず、自らパソコンやワープロを使用して、作成に取りかかってみることが大切です。

環境報告書は段階的に良くし、対象範囲を拡大していくことが重要

環境報告書を作成する際には、まずは可能な組織や分野から作成していくことが重要です。具体的には、本社や主要な事業場を最初の対象組織とし、取り扱う項目や内容も省エネルギーや省資源、廃棄物の削減、リサイクルなどといったところから始めるのがよいでしょう。ISO14001を取得しているのであれば、環境方針や目標とその実績の報告から始めるのもいい方法です。

いずれにしろ、対象組織や分野を徐々に拡大し、これと平行して項目や内容の充実を図っていき、数年計画で段階的に良くしていくことをお勧めします。

自らの事業者の特色を適切に表す環境報告書の作成を心がける

環境報告書は、事業者自身の特色が適切に反映されたものであることが重要です。そのためには当該事業者がどのような事業活動を行っているのかが説明されていることが必要です。環境分野だけでなく、全社的な社是や方針などを記載することは望ましく、事業の特性に応じた内容、その事業の特性に応じた重要な環境負荷の実態や、環境保全への取組に関する情報が適切に記載されていることが重要です。

情報の内容を重視する

見栄えを第一に重視して作成された環境報告書は、環境報告書ではなく、単なる事業者PRのためのパンフレットに過ぎません。確かに「見やすい」、「読みやすい」、「わかりやすい」ということは環境報告書の作成に当たっての重要なポイントですが、だからといって環境報告書作成の請負会社に頼りすぎることは問題があると言えます。その事業者の特性を踏まえて、当然必要と思われる項目や取組の内容が適切に記載されているかどうか、最も重要なことです。言い換えれば、環境保全への取組に消極的な事業者は、内容の濃い環境報告書は作れないということです。

環境報告書は、事業者の環境問題に関する考え方、取組内容、取組実績等、さらには将来の目標等が体系的に取りまとめられているものであるということを忘れないでください。環境報告書は環境コミュニケーションのツールであって、環境保全への取組が適切に推進されることが何よりも重要なのです。

3 . 環境パフォーマンス指標について

事業者の自主的な環境保全活動を効果的に進めていくためには、自らが発生させている環境への負荷やそれへの対策の成果（環境パフォーマンス）を的確に把握し、評価していくことが不可欠です。この環境パフォーマンスを測るための指標が「環境パフォーマンス指標」です。事業者が環境保全上適切な環境パフォーマンス指標を選択することにより初めて、実際に意義のある環境保全活動を行うことが可能となります。

環境パフォーマンス指標は、事業者が、内部における環境保全活動に係る評価や意志決定の際に用いるほか、環境パフォーマンス情報を環境報告書等により広く一般に開示・提供する際に用いることを目的としています。併せて、利害関係者が、事業者の環境保全活動を評価するための「モノサシ」として用いることも目的としています。

環境庁では、2000年5月に「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会（座長：山本良一東京大学国際・産学共同研究センター教授）」を発足させ、環境パフォーマンス評価の指標の望ましいあり方について調査・検討を進めています。この中で環境パフォーマンス指標が備えるべき性質に関する原則として、次のように取りまとめています。

環境問題の状況や環境政策の動向を踏まえ、組織の重要な環境負荷や取組の状況を的確に反映するものであること

経年の比較、同業他社及び他業種との比較、地域及び全国の環境の状況との比較、法令の要求事項との比較等を適宜可能とするものであること

組織内部及び利害関係者により理解できるものであること

そして、この原則に基づき、環境パフォーマンス指標の枠組み（体系及び分類）を次ページの表のように整理しています。*

またこの枠組みに従い、環境パフォーマンス指標を、

- ・ 共通的主要指標（共通コア指標）
- ・ 業態別主要指標（業態別コア指標）
- ・ 事業者選択指標

の3種類の類型に分けています。

本ガイドラインの第3章「環境報告書に何を記載するか」の5.「環境負荷低減に向けた取組の状況」で取りまとめている環境報告書に記載すべき項目と内容は、上記の検討会の成果を基に取りまとめを行いました。

なお、「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」の検討結果は、「事業者の環境パフォーマンス指標」（草案）として取りまとめられて公表され、現在、パブリックコメントを募集しています。この内容については、<http://www.eic.or.jp/kisha/200010/69396.html> より閲覧することができます。

*環境パフォーマンスと経済パフォーマンスを両立させる、環境負荷の集約度(eco-intensity)又は環境効率(eco-efficiency)の算出等に使用するため、経営に関する指標も併せて提示されています。

表 環境パフォーマンス指標の枠組み（体系及び分類）

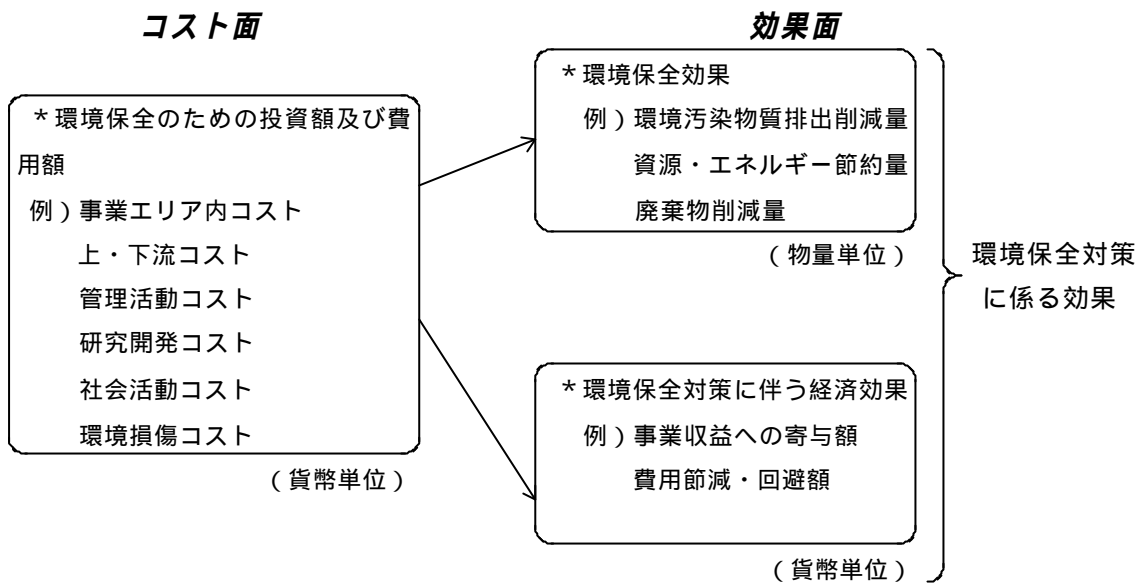
環境負荷関連指標	事業エリア内での環境負荷	インプット	物質
			エネルギー
			水
		アウトプット	大気
			水域・土壌
			廃棄物
		上・下流での環境負荷	ストック汚染
	土地利用		
	その他の環境リスク		
	上・下流での環境負荷	物品等の購入	輸送
製品・サービス			使用時環境負荷
ス		廃棄時環境負荷	
		総合的評価	
環境マネジメント関連指標	環境マネジメントシステム、環境適合設計、グリーン購入、環境会計、情報開示・環境コミュニケーション、規制遵守、社会貢献		
経営関連指標	売上高、利益額、総資産、従業員数、製品・サービスの生産量		

4 . 環境会計情報について

環境会計とは、事業者の環境保全への取組を定量的に評価するための枠組みの一つです。事業者にとって環境会計は、環境マネジメントを進めるに当たって、自らの環境保全への取組をより合理的で効果の高いものにしていくための経営管理上の分析手段となります。一方で、社会的に見ると、環境保全活動に経済的資源が投入されている状況及びそれによる効果を、統一的な枠組みを通じて理解できる有効な情報手段となることから、環境会計情報についての社会的関心が高まっています。

環境庁では、「環境会計システムの確立に関する検討会（座長：河野正男 横浜国立大学大学院教授）」を設置し、環境会計システムのあり方と環境会計ガイドラインのあり方について検討を行い、その成果を『環境会計システムの確立に向けて（2000年報告）』として取りまとめ、2000年5月に発表しました。

「環境会計システムの導入のためのガイドライン」では、ガイドラインが提案する環境会計の枠組みについて、「環境保全コスト」の各項目と「環境保全効果」とが可能な限り対比できるようにするとともに、「環境保全対策に伴う経済効果」の要素を適切な形で織り込むことにより、全体として環境保全コストとそれに対応する効果がバランスよく表示できるような枠組みを提案しています。



この中で、「環境保全コスト」とは、環境保全のための投資額及び費用額と定義し、個々のコストが環境保全コストに該当するか否かは支出目的を原則とし、把握（測定）方法については直接把握（測定）を原則としていますが、これが難しい場合には、差額の集計、按分集計等、実務的に対応可能な方法を提案しています。

ガイドラインにおける環境保全コストの分類及び具体的分類は以下の通りです。

生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（略称：事業エリア内コスト）

ここで、事業エリアとは、物流・営業活動を含む事業者が直接的に環境への影響を管理できる領域のことを言います。

生産・サービス活動に伴ってその上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（略称：上・下流コスト）

管理活動における環境保全コスト（略称：管理活動コスト）

研究開発活動における環境保全コスト（略称：研究開発コスト）

社会活動における環境保全コスト（略称：社会活動コスト）

環境損傷に対応するコスト（略称：環境損傷コスト）

また、ガイドラインでは、環境保全対策に係る効果を把握する方法として、

環境負荷量やその増減を把握（測定）する場合に適した「物量単位」

環境保全対策に伴い事業者が得られた事業収益や費用の節減・回避を把握する場合に適した「貨幣単位」

の二つの方法を提案しています。

事業活動による環境負荷を抑制又は回避する「環境保全効果」は、物量単位で把握され、事業者の環境保全対策の費用対効果を検討する際には、まず初めに把握すべき項目です。環境保全コストの項目と可能な限り対応する形で把握（測定）すべきであり、本ガイドラインでは事業エリア内で生じる環境保全効果（事業エリア内効果）、上・下流で生じる環境保全効果（上・下流効果）、その他の効果の三つに分類しています。

また、それぞれの効果について、単純な物量指標による経年変化の表示のみでは事業者の努力の実態を正しく伝えられない場合があり、比較指標の例についても提案しています。

事業収益に貢献する効果を金額ベースで把握する「環境保全対策に伴う経済効果」の算定については、確実な根拠に基づいて算出される経済効果と仮定的な計算に基づく経済効果とに分類してい

ます。ここで、確実な根拠に基づいて算出される経済効果とは、実質的に発生する経済効果であり、環境会計に盛り込むことが望まれますが、仮定的な計算に基づく経済効果については、推定計算を含むため、あえて公表は求めています。

なお、環境会計情報の公表については、環境会計情報を公表する際の利便性を考えて、環境保全コスト主体型（二種類）、環境保全効果主体型、総合効果対比型の四種類のフォーマットを添付しています。

この『環境会計システムの確立に向けて（2000年報告）』は、環境庁のウェブページ <http://www.eic.or.jp/eanet/Kmain.html> で閲覧することができます。この環境庁の環境会計に関するウェブには、この他に「環境会計支援システム」、環境会計ガイドブック、環境会計国際シンポジウム（資料）なども掲載されています。

第3章 環境報告書に何を記載するか

1. 環境報告書の全体構成

環境報告書には、「環境報告書に必要と考えられる項目」があり、それぞれの項目には「環境報告書に記載すべき内容」と「環境報告書に記載することが望ましい内容」があります。

環境報告書に必要と考えられる項目は、基本的項目、環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括、環境マネジメントに関する状況、及び環境負荷の低減に向けた取組の状況の4つに分類されます。各分類の中で環境報告書に必要と考えられる項目は以下のとおりです。

1. 基本的項目

経営責任者の緒言、報告に当たっての基本的要件、環境報告書全体の概要及び事業概要等で、事業者と社会との環境コミュニケーションのツールとして基礎的な内容です。また、経営責任者の緒言は、単なる挨拶ではなく、社会に対しての誓約（Commitment）が含まれていることが必要です。

必要と考えられる項目は次の3項目です。

経営責任者緒言

報告に当たっての基本的要件（対象組織・期間・分野、作成部署・連絡先）

事業概要等

2. 環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括

事業者の環境保全の取組について、その方針、目標、計画及び実績等を取りまとめた内容です。目標、計画、実績等については、環境負荷の状況も含めて一覧表等に取りまとめることが適当です。

必要と考えられる項目は以下の2項目です。

環境保全に関する経営方針・考え方

環境保全に関する目標、計画及び実績等の総括

3. 環境マネジメントに関する状況

環境マネジメントシステム、環境会計、法規制遵守の状況、情報開示及び環境コミュニケーションの状況、グリーン購入の状況、環境保全技術、環境適合設計（DfE）等の研究開発の状況、社会貢献活動の状況など、環境マネジメント全般について取りまとめ、それぞれ記載することが必要です。

必要と考えられる項目は以下の7項目です。

環境マネジメントシステムの状況

環境会計

法規制遵守等の状況

情報開示、環境コミュニケーションの状況

グリーン購入の状況

環境保全技術、環境適合設計（DfE）等の研究開発の状況

環境に関する社会貢献活動の状況

4．環境負荷の低減に向けた取組の状況

事業者が自らの事業活動において環境負荷の低減に向けて取り組んでいる環境パフォーマンスの状況及びその実績を、必要に応じて経年での変化も含めて取りまとめ、それぞれ記載することが必要です。環境報告書の中で情報量としては最も多くなる部分と考えられます。

必要と考えられる項目は以下の5項目です。

環境負荷の全体像（事業活動のライフサイクル全体の把握・評価）

インプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

アウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策

上・下流での環境負荷の状況及びその低減対策

それぞれの項目は、「環境報告書に記載すべき内容」と、「環境報告書に記載することが望ましい内容」とに区別して編集しています。前者については、国内外で既に発行されている環境報告書等のガイドラインで共通して取り上げられている内容であり、環境報告書に原則として記載すべき情報です。後者は環境コミュニケーションのツールあるいは社会的説明責任の観点から環境報告書に記載することが望ましいと考えられる情報です。

また「5．環境負荷の低減に向けた取組の状況」については、環境庁の策定したの『事業者の環境パフォーマンス指標』*を基に作成しています。

なお、本ガイドラインで取り上げた項目及び内容は、限定列挙的に規定するものではなく、現時点での検討結果を取りまとめたものです。従って、環境保全上の支障が生じるか否かが科学的に判明されていないものでも、国民の関心が高いものについては、当該事業者のマーケットにとってどうなのかという経営判断に委ね、自主的に項目、内容の検討を重ね、その発展を図っていくことが期待されます。

事業者の環境パフォーマンス指標

事業者の環境パフォーマンス指標では、環境問題の状況及び環境政策の動向から見て重要であり、業種・業態、地域、利害関係者等の組織の特性にかかわらず、大多数の事業者に適合し、現時点で利用可能な測定・算定方法があるものを「共通的主要指標（共通コア指標）」と定義して、基本的に全ての事業者により評価されることが望ましいとしています。本ガイドラインでは、この共通コア指標として取りまとめられたものを、「記載すべき内容」としました（ただし、事業特性から見て明白に関連しない場合は、省略することもできます）。

さらに、『事業者の環境パフォーマンス指標』では、業態毎に、環境問題の状況及び環境政策の動向から見て重要であり、当該業態に分類される大多数の事業者に適合し、現時点で利用可能な測定・算定方法があるものを「業態別主要指標（業態別コア指標）」と定義して、当該業態に分類される事業者は、この指標項目を基本として、自らの特性に適した適切な指標項目を検討することが望ましいとしています。本ガイドラインでは、この業態別コア指標として取りまとめられたものを、「記載することが望ましい内容」としました。したがって、当該指標に適合する業種においては「記載すべき内容」として原則取り扱うべきものと考えております。（ただし、現段階では、少数の業態を、かつ大括りな分類でとりあげ、実験的に検討を行うに留まっており、多様な事業特性に十分には対応していません。このため、事業者毎の特性に応じて、指標を省略し、または追加することが必要と考えられます。）

2. 基本的項目

1) 経営責任者緒言

報告書の発行に当たっての挨拶を兼ねて、発行の意義や内容等を総括するもので、経営責任者もしくは代表権のある環境担当役員のスーメントであり、環境保全への取組について、事業者の姿勢が明確化され、社会に対して誓約（Commitment）をするものです。

環境保全に関する方針や目標等が含まれ、自らの業種、規模、事業特性等を踏まえた内容となっており、取組の柱がわかることが必要です。

この経営責任者の緒言は、環境報告書の巻頭に記載され、事業者自身の環境保全への考え方、取組の現状、将来の目標等が盛り込まれたものであり、極めて重要なものです。また、社会に対しての誓約（Commitment）とは、正に経営責任者が社会全体に対して、公式に約束をするものであり、達成できなかった場合には、一定の責任を取る必要がある重いものです。

さらに、緒言の内容は、自らの業種、規模、事業特性等に応じた適切かつ具体的なものであることが必要で、単なる一般論を述べるだけでは不十分であると言えます。

記載すべき内容

- ・環境問題の現状、事業活動における環境保全への取組の必要性、及び将来的な持続可能な環境保全型社会のあり方等についての認識
- ・自らの業種、規模、事業特性等に応じて取り組むべき環境保全活動等の方針、内容
- ・自らの環境保全への取組の主な目標
- ・上記に関する社会に対しての誓約（Commitment）

記載することが望ましい内容

- ・経営責任者等の署名
- ・自らの環境保全への取組状況に関する成果、目標の達成状況、今後の課題等の具体的内容
- ・自らの環境保全への取組状況と業界水準又は社会一般の取組状況などとの比較

2) 報告に当たっての基本的要件（対象組織・期間・分野、作成部署・連絡先）

環境報告書の作成・公表に当たっての基本的要件である、対象組織、対象期間、対象分野などについて具体的に記載します。併せて環境報告書を環境コミュニケーションツールとするために必要な、作成部署の明確化や連絡先の明示、また、意見や質問等を受け付ける方法を工夫することが必要です。

記載すべき内容

- ・報告対象組織（工場・事業所・子会社等の範囲、連結決算対象組織との異同、全体を対象としていない場合は、全体を対象とするまでの予想スケジュール等を記載する。）
- ・報告対象期間、発行日及び次回発行予定（なお以前に環境報告書を発行している場合は、直近の報告書の発行日も記載する。）
- ・報告対象分野（環境以外の分野を含んでいる場合はその内容）

- ・作成部署及び連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等も記載する。）
- ・アンケートあるいは返信用はがき等を添付し、質問等に答える旨の記述等、何らかのフィードバックの手段について記載する。

記載することが望ましい内容

- ・ホームページのアドレス
- ・世界の各地域又は国内の各支店毎の問い合わせ先
- ・主な関連公表資料の一覧及び概要等（会社案内、有価証券報告書、環境パンフレット、技術パンフレット、従業員向けマニュアル等の主な関連資料の一覧とその概要、入手方法）

3) 事業概要等

その事業者がどのような事業者で、どのような事業活動をし、その規模等はどの程度なのかをわかりやすく説明することが必要です。事業の概要が適切に記載されていない場合は、その事業者の事業特性等に応じたどのような環境負荷があるのか、どのような環境保全への取組が重要なのかわかりません。したがって、事業の具体的内容、主要な製品やサービスの内容等をわかりやすく記述することが必要です。

事業者がどのような事業活動を行っているのか、どのような規模で、どのような特性があるのか等を理解できれば、これに基づいて環境負荷の状況や、どのような環境負荷低減のための取組を行うべきかがわかります。

また、従業員数、売上高、利益額、総資産額、製品・サービスの生産、販売量などの経営関連情報は、単位製品・サービス価値当たりの環境負荷（環境負荷集約度（Eco-Intensity））、単位環境負荷当たりの製品・サービス価値（環境効率（Eco-Efficiency））を算出する際の基礎データとして利用することができます。

記載すべき内容

- ・事業の具体的内容、主要な製品・サービスの内容
- ・全体的な経営方針、将来のビジョン、社是等
- ・本社の所在地
- ・工場・事業所数、主要な工場・事業場の所在地及びそれぞれの生産品目
- ・従業員数（少なくとも過去3年間程度を記載する。）
- ・売上高及び生産高（少なくとも過去3年間程度を記載する。）
- ・報告対象期間中に発生した、組織の規模や構造、所有形態、製品・サービスにおける重大な変化の状況（合併、分社化、新規事業分野への進出、工場等の建設などの変化があった場合）

記載することが望ましい内容

- ・事業者の沿革及び環境保全への取組の歴史等の概要
- ・主な事業地域及び販売地域（日本国内だけか、海外もか、特定地域のみか等を記載する。）
- ・対象市場や顧客の種類（小売、卸売り、政府等）
- ・その他報告対象組織の活動規模に関する情報（総資産額、利益額、床面積等）

3. 環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括

1) 環境保全に関する経営方針・考え方

事業者が環境問題への取組を行うに当たって、環境保全に関する経営（基本）方針や考え方を的確に定め、環境報告書に記載することは極めて重要です。環境保全に関する経営方針や考え方は、自らの事業活動に対応した具体的な内容で、経営責任者の緒言と整合が図られていることが必要です。

事業者の事業活動に対応した環境保全に関する経営方針や考え方を記載するとともに、事業特性等に応じて、どのような環境負荷があり、どのような環境保全への取組が必要か等、経営方針を策定した背景や理由が記載されているとよりわかりやすいものとなります。

環境保全に関する経営方針は、事業活動のライフサイクル全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流まで対象とすることが必要です。

記載すべき内容

- ・環境保全に関する経営方針・考え方（事業内容や製品・サービスの特性や規模、また、事業活動に伴う環境負荷等に対応して適切なものであること）
- ・制定時期、制定方法、全社方針等との整合性及び位置付け

記載することが望ましい内容

- ・環境保全に関する経営方針が意図する具体的内容、将来ビジョン、制定した背景等に関するわかりやすい解説
- ・同意する（遵守する）環境に関する憲章、協定等の名称と内容

2) 環境保全に関する目標、計画及び実績等の総括

環境保全に関する経営方針と対応した、環境保全に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標、それぞれの目標に対応した計画、報告対象期間の環境負荷の実績及びその低減のための取組の状況、環境会計情報等の総括データ（実績値）等を、基準とした期のデータも併せて記載し、これら全体を一覧表形式で記載するなどの工夫をすると、わかりやすいと思われれます。

また、必要に応じて環境報告書全体の概要（サマリー・要約）を記載するとよりわかりやすくなります。

環境保全に関する経営方針の各項目に対応して、中長期の目標（環境保全、環境負荷低減の到達点）と、当期（報告対象期間）及び次期対象期間の目標を記載します。目標は、単なる努力目標ではなく、実際に達成すべき目標であり、可能な限り具体的かつ測定可能なものを記載します。

これらの目標は、事業活動のライフサイクル全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流まで対象とすることが必要です。

さらに、目標に対応した計画の概要、報告対象期間の環境負荷の実績及びその低減のための取組の状況、環境会計情報（環境保全の取組に要したコスト（環境保全コスト）及び経済的効果等）等

の総括データも併せて記載します。、その際、これら全体を一覧表形式等で記載することや、本章第5節「環境負荷の低減に向けた取組の状況」の対応ページを記載して、必要に応じてその内容を要約し再掲すると、よりわかりやすくなります。

なお、取組の進捗状況を明らかにするため、基準とした期（暦年または年度等）の環境負荷の実績等も記載する必要があります。

さらに、環境報告書の記載項目は多岐にわたるため、専門家以外の読者には、当該事業者の事業活動と環境問題への関わりがどのようにあり、これに対してどのような環境負荷低減のための取組を行っているのかを理解することが難しくなる場合もあります。また、前回の環境報告書と比較して、当該環境報告書の対象期間において、どのような特徴的な取組があり、どのような成果が上がったのかをわかりやすく示すことも望まれます。

したがって、環境報告書全体の概要（サマリー・要約）を数ページ程度にまとめて記載するとともに、当該事業者の事業活動と環境問題への関わりがどのようにあるのか、どのような課題があるのか等について図などを用いて表現することは、読者の理解を助けるために望ましいと考えられます。

記載すべき内容

- ・環境保全に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標（事業特性、規模等に対応して適切なものであること）
- ・中長期目標については、制定時期、基準とした時期、対象期間
- ・環境保全に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標に対応した計画
- ・環境保全に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標に対応した、報告対象期間の環境負荷の実績、環境保全への取組の概要及び環境会計情報等の総括データ
（環境会計情報の公表に当たっては、環境庁の「環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000年版）」に示す公表用フォーマットを参照してください。）
- ・基準とした時期のデータ

記載することが望ましい内容

- ・環境報告書全体の概要（サマリー・要約）及びそれぞれの内容の対応ページ
- ・事業内容、製品・サービスの特性に応じた環境保全への取組の課題
- ・報告対象期間における特徴的な取組、前回の報告時と比べて追加・改善した取組等

4 . 環境マネジメントに関する状況

1) 環境マネジメントシステムの状況

事業者における環境マネジメントシステムの構築状況、環境マネジメントの体制及び組織、ISO14001 の認証取得状況、従業員教育、環境監査等の状況等を記載します。

事業者が自らの環境パフォーマンスを向上させていくためには、その基盤とも言うべき環境マネジメントシステム（EMS）が適切に構築され、運用されていなければなりません。この環境マネジメントシステムがどのように構築され、どのように運用されているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境マネジメントシステムの構築・運用状況は、それぞれの事業者の形態や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じたシステムの状況を具体的に記載することが必要です。

記載すべき内容

- ・全社的な環境マネジメントシステムの構築、運用状況（システムの説明を含む。）及びその全体像を示すフロー図
- ・全社的な環境マネジメントの組織の状況（それぞれの責任、権限、組織の説明を含む）及びその組織図
- ・環境保全に関する従業員教育等の実施状況
- ・想定される緊急事態の内容と緊急時対応の状況
- ・環境マネジメントシステムの監査の基準、実施状況、監査結果及びその対応方法等

記載することが望ましい内容

- ・ISO14001 の外部認証を取得した事業所の数及び割合、認証取得時期
- ・環境活動評価プログラムに参加登録している事業所の数及び割合
- ・環境保全に関する従業員教育等の実施状況の定量的情報（教育等を受けた従業員の数、割合、従業員 1 人当たりの年間平均教育時間数等）
- ・環境保全に関する業績評価、社内での表彰制度等

2) 環境会計

環境庁「環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000 年版）」に示された考え方を参考にして、事業活動における環境保全のためのコストと、その活動により得られた効果を可能な限り定量的に把握（測定）分析し、その取組状況と環境会計情報を記載します。

環境庁が「環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000 年版）」を取りまとめて公表したこともあり、事業者の環境会計への取組が急速に進展しています。

事業者が環境保全への取組を行っていく上で、そのために発生する環境保全コストを管理したり、環境保全対策の費用対効果を分析したりすることにより、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的に環境投資が推進されることが重要です。また、環境会計情報が公表されることは、外部の利用者が事業者の環境保全への取組状況をバランスよく理解し、評価するための有効な手段となります。

こうした意味で、環境会計システムが多くの事業者によって導入されるとともに、集計された定

量的な情報がわかりやすく整理されて環境報告書に適切に記載され、公表されることが必要です。

記載すべき内容

- ・環境会計情報に係る集計範囲、対象期間等の基礎情報
- ・環境保全コスト及び主な取組の内容
- ・環境保全対策に係る効果
- ・環境会計情報の集計に採用した方法等の補足情報

3) 環境に関する法規制遵守等の状況

環境に関する法規制に係る遵守状況、違反、罰金、事故、苦情等の状況を記載します。

事業者が環境への取組を行い、社会の信頼を勝ち得ていくためには、環境コミュニケーション等を積極的に行っていくことと同時に、環境に関する各種の規制等を適切に遵守し、また、その情報を開示していく必要があります。特に、当該事業者の周辺に居住する地域住民にとって、その規制遵守の状況は大きな関心事です。

この環境に関する法規制遵守等の取組がどのように行われているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境に関する規制等の状況は、それぞれの業種や企業規模等により異なりますが、それぞれの特性に応じた法規制の状況とその遵守の状況を具体的に記載することが必要です。

記載すべき内容

- ・事業活動に即して、どのような環境法規の、どのような規制を受け、それにどう対応しているのか等の状況
- ・過去5年以内に法令等の違反及び事故があった場合は、その違反及び事故の内容、原因、対応策
- ・環境に関する罰金、科料等の金額、件数
- ・環境関連の訴訟を提起されている場合は、その内容及び対応状況
- ・環境に関する苦情や利害関係者からの要求等の内容と件数

記載することが望ましい内容

- ・解決している過去5年間程度の環境関連訴訟の内容

4) 環境情報開示、環境コミュニケーションの状況

環境報告書、環境ラベル等による環境情報開示、及び利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況等を記載します。

事業者が環境への取組を行い、社会の信頼を勝ち得ていくためには、自ら環境に関する情報を開示し、積極的に環境コミュニケーションを図っていく必要があります。特に、近年、事業者における環境報告書の作成・公表が急速に普及するとともに、その質も飛躍的に向上しつつあります。また、環境ラベルや環境広告等により、環境に関する情報を積極的に消費者等に伝えていく取組も広がりつつあります。さらに、事業者の「環境に関する説明責任」という観点からも環境コミュニケーションの必要性は高まっています。

この環境コミュニケーション等の取組がどのように行われ、どの程度成果を上げているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境報告書、環境ラベル等による環境情報の開示状況、及び利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた環境コミュニケーション等の状況を具体的に記載することが必要です。

記載すべき内容

- ・環境報告書、環境ラベル等による環境情報開示及び利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況

記載することが望ましい内容

- ・主要な利害関係者との協議等の状況（例えば調査の実施、地域住民との懇談会、定期的な訪問や報告、取引先との懇談会、ニュースレターなどによるコミュニケーションなどの状況と種別ごとの協議回数）

5) グリーン購入の状況

グリーン購入の対象品目及び基準、取引先の選定条件あるいは要求・要望事項、グリーン購入の実績等を記載します。

環境への負荷を極力少なくし、資源・エネルギーの循環的利用を促進していくためには、自らの事業エリア内における取組のみならず、物品等の調達における上流側での取組が不可欠です。そのため、環境に配慮した取引先、原材料・部品・製品・サービス等を優先的に購入するグリーン購入の実施が重要です。

このグリーン購入がどのように行われ、どの程度成果を上げているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

グリーン購入の状況は、それぞれの業種、規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じたグリーン購入の状況を具体的に記載することが必要です。

記載すべき内容

- ・グリーン購入の対象となる製品・原材料、サービス等の定義及びその理由・考え方、グリーン購入の基準・プログラム
- ・環境保全への取組状況に関する取引先の選定条件、あるいは要求・要望事項（ISO14001の認証取得、環境活動評価プログラムへの参加登録等）
- ・環境配慮型製品、原材料、サービスの購入量または比率
- ・エコマーク等の環境ラベル認定製品の購入量または比率

6) 環境保全技術、環境適合設計（DfE）等の研究開発の状況

環境保全のための技術開発や、製品・サービスの環境適合設計（DfE）等の研究開発の状況等を記載します。

事業者が環境保全への取組を行っていくためには、自らの事業に関し、環境保全のための技術開発や、環境に配慮した製品・サービスの開発・設計（環境適合設計（DfE））等の研究開発に積

極的に取り組んでいくことが望まれます。これらの研究開発が、明日の環境パフォーマンスを向上させていくことにつながっていくと考えられます。

この環境保全のための研究開発がどのように行われ、どの程度成果を上げているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境保全のための研究開発の状況は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた状況を具体的に記載することが必要です。

記載すべき内容

- ・環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計（D f E）等の研究開発の状況

記載することが望ましい内容

- ・L C A（ライフサイクルアセスメント）手法を用いた研究開発の状況

7) 環境に関する社会貢献活動の状況

環境保全に関して、自らの事業活動と直接には関係のない分野、内容、あるいは従業員の勤務時間外のボランティアな社会貢献活動の状況を記載します。

事業者が環境への取組を行うと同時に、他の様々なセクターと協同し、パートナーシップを築きながら、環境保全型社会の構築に取り組んでいくことが望まれます。その具体的な活動の一つとして、環境に関する社会貢献 - 事業者や従業員が自ら行う環境社会貢献活動、環境N P Oへの支援、業界団体等での取組等があり、このような社会貢献活動を積極的、自主的に行っていくことが必要です。

この環境に関する社会貢献活動がどのように行われているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境に関する社会貢献活動の状況は、それぞれの業種や規模、それぞれの考え方等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた社会貢献活動の状況を具体的に記載することが必要です。

記載すべき内容

- ・事業者又は従業員による環境に関する社会貢献活動の状況
- ・加盟又は支援する環境保全に関する団体（N P O、業界団体等）
- ・環境保全に関するN P Oへの寄付額、支援額

5 . 環境負荷の低減に向けた取組の状況

1) 環境負荷の全体像（事業活動のライフサイクル全体を踏まえた把握・評価）

自らの環境負荷の全体像について、事業活動のライフサイクル全体を踏まえた把握、評価を記載します。主要な物質、項目のインプット、アウトプットがわかるフロー図等を示すことが適当です。

自らの事業活動に伴う環境負荷の全体像について、ライフサイクルを踏まえた把握、評価を行い、

主要な物質、項目のインプット、アウトプットがわかるよう、フロー図等の形で工夫して記載することが必要です。

記載すべき内容

- ・自らの環境負荷の全体像（事業活動のライフサイクル全体を踏まえた把握・評価）
- ・インプット、アウトプットに係る主要な物質、項目

記載することが望ましい内容

- ・主要な物質、項目のインプット、アウトプットを示すフロー図

2) インプットに係る環境負荷の状況及び環境負荷の低減対策

事業エリア内での環境負荷について、物質、エネルギー、水等のインプットに係る環境負荷の状況及び環境負荷の低減対策を記載します。

資源を環境中から大量に採取し、不用物を環境中へ大量に排出する今日の経済社会は、環境の持つ復元能力を超え、様々な環境問題を引き起こしています。環境問題の抜本的な解決を目指し、持続的発展が可能な経済社会を構築していくためには、省資源型の製品・サービスの開発に努めるとともに、使用済みの資源の循環的な利用を進め、総物質投入量を極力少なくすることが必要です。

また、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料を環境中から大量に採取して燃焼させ、二酸化炭素（CO₂）を環境中へ大量に排出することが地球温暖化の主要な原因となっています。持続的発展が可能な経済社会を構築していくためには、化石燃料の利用によるエネルギー消費量を極力少なくするとともに、エネルギー消費を効率化していくことが必要です。

さらに、水資源は、我が国においては夏季等の一時期を除けば比較的潤沢ですが、国際的にはかなり地域的な偏在のある資源であるとともに、将来の人口増を考慮すると不足すると予測されています。水は人類の生存そのものに不可欠な資源であるとともに、農業、工業等においても不可欠な基礎的資源でもあります。一方、水資源、中でも地下水の過剰な揚水は、地盤沈下等の公害問題を引き起こす可能性があります。このため、水資源の利用量を極力少なくするとともに、これを効率化して水資源の循環的な利用を進めることが必要です。

以上のことから、

事業者や工場・事業場が、どれだけの資源を投入（インプット）し、どれだけの不用物を排出（アウトプット）しているかのマテリアル・フロー

事業者や工場・事業場が、どれだけのエネルギーを投入（インプット）し、どれだけの二酸化炭素等を排出（アウトプット）しているかのエネルギー・フロー

事業者や工場・事業場が、どれだけの水資源を投入（インプット）し、どれだけの水を排出（アウトプット）しているかの水のフロー

を把握・公表すること及びこれらの環境負荷の低減に向けた取組の内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

記載すべき内容

総物質投入量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（トン）とします。

イ．物質投入量には、フローに関するものとして

- a. 製品・サービスに係る原材料
 - b. 製品・サービスに係る部品、部材
- があり、さらに
- c. 工場・事業場の施設や設備等の生産財、資本財としての性格を有するもの
- があります。

ウ. aの原材料については、金属（鉄、アルミ、銅、鉛等の種類別）、プラスチック、木材、紙、農産物等の内訳を公表することが望まれます。

エ. bの部品・部材については、その各物質の内訳の把握が困難なため、当面はその内訳を公表しなくても良いと考えられますが、将来的にはその把握、公表が望まれます。

オ. cについては、施設の建て替えや設備の入れ替えを行う年度に突出して投入量が増えるといった変動要因が多いことから、当面は、これを含めなくても良いと考えられます。

カ. 物質投入の絶対量のみならず、売上高、生産量等の経営指標と組み合わせて、原単位で公表することも、環境効率を測る上で効果的です。

総エネルギー消費量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア. 単位はJ（ジュール）とします。

イ. 総エネルギー消費量の算定に当たっては、電気及び各燃料等の使用量をそれぞれ把握し、これを換算して総エネルギー使用量とします。

ウ. 電気及び各燃料等の使用量の内訳も公表することが望まれます。

エ. 総エネルギー消費量には、自らが直接行う輸送等に係る燃料消費量は含めますが、外部に委託した製品等の輸送に伴う燃料消費量は別に公表することとし、含めません。

カ. エネルギー消費の絶対量のみならず、売上高、生産量等の経営指標と組み合わせて、原単位で公表することも、環境効率を測る上で効果的です。

水利用量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア. 単位はt（トン）とします。

イ. 水利用量の算定に当たっては、水道水、工業用水、農業用水、海水、雨水及び地下水等の種類毎の使用量を合算します。

ウ. 水利用量の内訳も公表することが望まれます。

エ. 水利用量には、事業所内で再利用等を行い循環的に利用している量は含めません。

オ. 水利用量の絶対量のみならず、売上高、生産量等の経営指標と組み合わせて、原単位で公表することも、環境効率を測る上で効果的です。

記載することが望ましい内容

記載することが望ましい内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	事業者全体又は個別事業所の別
再生資源投入量及びその増大対策	天然資源の大量採取に伴う環境負荷を低減するとともに、廃棄物の再生利用を促進し廃棄物の発生を抑制するため、再生資源の使用量の増大を図る必要があります。	t	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に定める「再生資源」について把握します。	素材、加工組立、建設等	事業者全体

有害物質投入量及びその低減対策	人の健康や動植物に悪影響を及ぼす有害物質は、それを使用したのみでは直ちに環境負荷は生じませんが、いずれ排出物又は製品経由で廃棄物となって、環境中に放出されることが予定されています。そのため、使用量についても低減を図る必要があります。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について公表することを基本とします。	素材、加工組立等	事業者全体 個別事業所
熱帯木材、遺伝子組換え生物等の投入量及びその低減対策	資源採取による環境負荷を把握するに当たっては、自然の重要な構成要素である野生動植物等も含めることが妥当と考えられます。	t	減少が懸念されている熱帯雨林に係る木材や、生態系影響が懸念されている遺伝子組換え生物等、環境保全上の課題があるものについて公表します。	建設、食品等	事業者全体
再生可能エネルギー消費量及びその増大対策	エネルギー資源として利用する石油・石炭等の化石燃料は、枯渇性があり、また、CO ₂ を発生し地球温暖化の原因となることから、それに代替し、再生可能なエネルギーの使用の増大を図る必要があります。	J	太陽光、太陽熱、風力、バイオマスや、地熱、小水力による発電・熱供給に係るエネルギーについて公表します。	素材、加工組立等（自家発電又は一般電気事業者以外から電力を購入し得る業種）	事業者全体
事業者内部での水の循環的利用量その増大対策	公共用水域や地下水からの水の採取を抑制し、自然な水循環を確保するため、一度使用した水や雨水の利用量の増大を図る必要があります。	t	事業者内部で一度使用した工業用水の再利用量、下水処理水の利用量、雨水の利用量について公表します。	素材、加工組立等（工業用水を利用する業種）	個別事業所

3) アウトプットに係る環境負荷の状況及び環境負荷の低減対策

事業エリア内での環境負荷について、大気、水域・土壌、廃棄物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及び環境負荷の低減対策を記載します。

(1) 大気への排出

地球は太陽光線が地表面に届くことによって暖められており、地表面は赤外線を宇宙に放って冷えていきますが、大気中には赤外線を吸収する温室効果ガスがあるため、地表面から放出された赤外線が吸収され、大気は暖まっています。この地球の絶妙なバランスにより、生物が生息していくために適した気温が維持されているのです。しかし、近年、人間の活発な経済活動により二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、その大気中濃度の上昇に伴い、大気中にとどまる熱が多くなり、地球温暖化が急速に進行しています。このため、このままでは地球の平均気温が21世紀末までに約2度上昇し、地球全体の海面水位が約50cm上昇することが予想されています。また温暖化に伴う気候の変動等により、降水パターンの変化、洪水や干ばつなども深刻化すると考えられています(1995年IPCC第2次評価報告書より)。

地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの中でも、特に二酸化炭素は、我が国の温室効果ガス排出量全体の88.9%を占め、最も大きな割合で温暖化に寄与しており、石炭・石油などの化石燃料の燃焼から大量に排出されています。我が国における1998年度(平成10年度)の二酸化炭素排出量は11億8800万トンであり、1人当たり排出量は9.39トンとなっています。これは1990年度と比べ排出量で5.6%、1人当たり排出量で3.2%の増加となっています(対前年度ではそれぞれ3.8%、4.0%の減少)。

また、オゾン層は、高度1万m以上の成層圏に存在し、太陽光線に含まれる有害な紫外線のほとんどを吸収し、人間や動植物をその影響から守る重要な役割を果たしていますが、この大切なオゾン層が、近年、急速にフロンなどの人工化学物質によって破壊されています。オゾン層が破壊されると地上に達する有害紫外線量が増加し、皮膚ガンの増加、生態系への悪影響が発生する等、環境への影響が懸念されています。フロンなどによるオゾン層の破壊を防止するため国際的には「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」等が調印・採択され、我が国では「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を制定しています。

以上のことから、

温室効果ガス排出量

二酸化炭素排出量

オゾン層破壊物質排出量

と、その低減に向けての取組内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

記載すべき内容

温室効果ガス排出量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt-CO₂とします。

イ．温室効果ガス排出量の算定に当たっては、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6種類のガスの排出量をそれぞれ把握し、これに地球温暖化係数(CO₂等量とするための係数)を乗じて合算します。

ウ．例えば、二酸化炭素排出量については、燃料の燃焼に伴うもの(例:灯油1ℓ=2.5284kg-CO₂)に、他の事業者より提供されている電力の発電に伴うもの(1kwh=0.384kg-CO₂)、廃棄物の焼却に伴うもの(例:廃プラスチック1t=2.567kg-CO₂)

等を自らの二酸化炭素排出量に合算します。(注：この算定式は平成8年度現在のもので、最新のものは、本年内に策定予定の地球温暖化対策推進法施行令に基づくものを参照してください。)

エ．各温室効果ガスの種類毎の排出量についても公表することが望まれます。

オ．温室効果ガス排出量には、自らが直接行う輸送等に係る燃料消費に伴うものは含めますが、外部に委託した製品等の輸送に係る燃料消費に伴うものは別に把握し、含めません。

カ．排出の絶対量のみならず、売上高、生産量等の経営指標と組み合わせて、原単位で公表することも、環境効率を測る上で効果的です。

二酸化炭素排出量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt(トン)とします。

イ．二酸化炭素の排出量の算定に当たっては、石油、石炭、天然ガス等の燃料の消費に伴うものと、外部から購入した電力の発電に伴うもの、及び廃プラスチックの焼却に伴うもの等を合算します。

ウ．各発生源毎の二酸化炭素排出量についても公表することが望まれます。

エ．木材等バイオマスエネルギーの焼却に伴う二酸化炭素排出量は含めません。

オ．CO₂排出量には、自らが直接行う輸送等に係る燃料消費に伴うものは含めますが、外部に委託した製品等の輸送に係る燃料消費に伴うものは別に把握し、含めません。

カ．排出の絶対量のみならず、売上高、生産量等の経営指標と組み合わせて、原単位で公表することも、環境効率を測る上で効果的です。

オゾン層破壊物質排出量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はODP tとします。

イ．オゾン層破壊物質排出量の算定に当たっては、CFC、ハロン、HCFC及び1・1・1-トリクロロエタン等、オゾン層保護法に規定する各物質の放出量に、オゾン層破壊係数(CFC-11等量とするための係数)を乗じたものを合算します。

ウ．各物質の放出量とは、当該事業所内で使用し大気中に放出したものと、自らが使用したエアコン、カーエアコン、冷蔵庫等の廃棄に伴い放出されたものの両方が含まれます。

エ．各種類毎のオゾン層破壊物質排出量と排出状況についても公表することが望まれます。

オ．消火剤に含まれるハロンについては、消火時に使用された使用量を排出量とします。

記載することが望ましい内容

記載することが望ましい内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	事業者全体又は個別事業所の別
大気	SO _x 排出量及びその低減対策	t		素材、加工組立等	事業者全体 個別事業所
	NO _x 排出量及びその低減対策	t		素材、加工組立等	事業者全体 個別事業所
	VOC _s 排出量及びその低減対策	t		加工組立等 素材、加工組立等	個別事業所

P R T R 対象 物質排出量及 びその低減対 策	人の健康や動植物の生息・ 生育に支障を及ぼすおそれ があります。	t	「特定化学物質の環 境への排出量の把握 等及び管理の改善の 促進に関する法律」 が対象とする化学物 質について、各物質 毎に算定します。(特 に、大気汚染防止法 に基づく有害大気汚 染物質(自主管理対 象物質)は別途算定 します。)		事業者全体 個別事業所
排出規制項目 (SOx、NOx、ばいじ ん、ダイオキ シン類等)に 排出濃度及び その低減対策	人の健康や生活環境に悪影 響を及ぼします。	最大濃度 (ppm等)	各項目毎に算定しま す。	素材、 加工組立、 建設等	個別事業所
排出抑制物質 (ベンゼン、 トリクロロエ チレン、テト ラクロロエチ レン)の排出 濃度及びその 低減対策	継続的に摂取される場合に は人の健康を損なうおそれ のある大気汚染物質のう ち、早急に排出や飛散を抑 制する必要があるもので す。	最大濃度 (mg/m ³ N)	各項目毎に算定しま す。	素材、 加工組立、 建設等	個別事業所
騒音、振動の 発生状況及び その低減対策	人の心理的・精神的影響等 を引き起こします。	dB		素材、 加工組立、 建設等	個別事業所
悪臭の発生状 況及びその低 減対策	人の心理的・精神的影響等 を引き起こします。	最大値 (m ³ N/分)		素材、 加工組立等	個別事業所

(2) 水域・土壌への排出

排水量が増大することは、水資源の不足に繋がるとともに、排水中のCOD、窒素、燐等による水質汚濁、湖沼や海域の富栄養化の原因ともなります。今後は、排水中に含まれる汚濁物質や重金属類及び有機塩素化合物等の個々の物質だけでなく、排水量そのものを削減していくことが望まれています。

以上のことから、総排水量及びその低減に向けての取組内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

記載すべき内容

総排水量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

- ア．単位は m^3 （立法メートル）とします。
- イ．総排水量の算定に当たっては、水道水、工業用水、農業用水、海水、及び地下水等の種類毎の排水量を合算します。
- ウ．再利用等を行っていない雨水については、排水量に含めません。
- エ．排出の絶対量のみならず、売上高、生産量等の経営指標と組み合わせて、原単位で公表することも、環境効率を測る上で効果的です。

記載することが望ましい内容

記載することが望ましい内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	事業者全体又は個別事業所の別
水域・土壌 P R T R 対象物質排出量及びその低減対策	人の健康や動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあります。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について、各物質毎に算定します。	素材、加工組立等	事業者全体 個別事業所
C O D、窒素、リンの排出量及びその低減対策	閉鎖性水域の富栄養化の原因となります。	t		素材、加工組立、流通、建設等	個別事業所
排水規制項目の排出濃度及びその低減対策	人の健康や生活環境に悪影響を及ぼします。	最大濃度 (mg/ℓ)		素材、加工組立、建設等	個別事業所

(3) 廃棄物の排出

大量生産・大量消費・大量廃棄を見直していくためには、事業者内部で、資源利用を削減し、その上で再使用や再利用を促進し、廃棄物等の排出そのものを極力削減していくことが重要です。この度合いを見る場合、廃棄については、まず廃棄物等の総排出量に着目することが適当であると考えられます。

また、廃棄物等の発生を極力抑制しても、どうしても発生してしまう廃棄物等があり、経済的・技術的に廃棄物等が発生せざるを得ない場合もあります。循環型社会形成推進基本法では、これを「循環資源」と捉え直し、循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を行うことを求めています。このため、まず、再使用、それが困難ならば再生利用を行っていく必要があります。それを徹底しても、どうしても処理・処分しなければならない廃棄物等が残った場合又は経済的・技術的に再使用・再生利用が難しい場合がありますが、このような廃棄物等についても「循環資源」として有効活用していくことが求められています。その方策の一つとして、焼却による熱回収、嫌気性発酵によるメタンの利用、コークス炉・高炉での利用等があり、必要な範囲でこれらを促進し、最終処分

(埋め立て等)される廃棄物の量を極力削減していくことが必要です。

つまり、最終処分にまわる廃棄物の量と比較して、再使用・再生利用されるものの量、次いで、熱回収されるものの量が増えている場合には、大量生産・大量消費・大量廃棄を見直し、循環型社会の構築の方向により近づいているものとみなせます。

以上のことから、

廃棄物等の総排出量

自らが発生させた循環資源の再使用の量

自らが発生させた循環資源の再生利用の量

焼却等によって熱回収される循環資源の量

最終的なアウトプットの総量である最終処分される廃棄物量

と、の低減、
、
、
という優先順位でのそれぞれの増大、
の低減に向けた取組内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

記載すべき内容

廃棄物等の総排出量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt(トン)とします。

イ．廃棄物等の総排出量の算定に当たっては、事業者が当該事業者の敷地外(管理外)に、製品・サービス等の提供に伴い出荷したものを除いて、排出・搬出したものすべてを合算します。

ウ．「廃棄物等」とは、廃棄物並びに一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品及び事業活動に伴い副次的に得られた物品(循環型社会形成推進基本法第2条第2項に規定する物)です。

エ．工場・事業場の施設や設備等の生産財、資本財としての性格を有するものについては、施設の建て替えや設備の廃棄等を行う年度に突出して排出量が増えるといった変動要因が多いことから、当面はこれを含めないで算定しても良いと考えられますが、将来的にはその把握、公表が望まれます。

オ．廃棄物等の種類毎にその内訳と処理・処分方法及び処理・処分先を公表することが望まれます。

カ．廃棄物等排出量には、事業所内で再使用、再生利用、熱回収を行い循環的に利用している量は含めません。

キ．排出の絶対量のみならず、売上高、生産量等の経営指標と組み合わせて、原単位で公表することも、環境効率を測る上で効果的です。

再使用される循環資源の量及びその増大対策

再生利用される循環資源の量及びその増大対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt(トン)とします。

イ．「循環資源」とは、「廃棄物等」のうち有用なものをいいます。

ウ．再使用される循環資源の量及び再生利用される循環資源の量の算定に当たっては、事業者が当該事業者の敷地外(管理外)に、排出・搬出した廃棄物等のうち、再使用及び再生利用したものを合算します。

エ．ただし、再使用及び再生利用の際の残滓は、再使用・再生利用した量から除外します。

オ．当該事業者の敷地内で再使用・再生利用したものは含めません。

カ．廃プラスチックの油化は再生利用に含まれます。

キ．再使用及び再生利用の状況を併せて公表することが望まれます。

ク．他の事業者の廃棄物等及び市町村の一般廃棄物等を再使用・再生利用した場合は、これを別途、公表します。

ケ．再使用・再生利用の絶対量のみならず、廃棄物等の総排出量との比率で公表することも効果的です。

熱回収される循環資源の量及びその増大対策

【公表に当たっての留意点】

- ア．単位はt（トン）とします。
- イ．熱回収等される循環資源の量の算定に当たっては、事業者が当該事業者の敷地外（管理外）に、排出・搬出した廃棄物等のうち、熱回収したものを合算します。
- ウ．ただし、熱回収の際の残滓は除外します。
- エ．当該事業者の敷地内で自ら発生させた廃棄物等を熱回収した場合と、他の事業者が発生させた廃棄物等（一般廃棄物を含む）を熱回収した量は、別途、公表します。
- オ．熱回収の状況を併せて公表することが望まれます。

最終処分される廃棄物量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

- ア．単位はt（トン）とします。
- イ．当該事業者の敷地内、敷地外を問わず、最終的に最終処分（埋め立て等）される廃棄物量を公表します。
- ウ．再使用及び再生利用の際の残滓、熱回収の際の残滓もすべてを合算します。
- エ．最終処分の状況を併せて公表することが望まれます。
- オ．埋め立て処分等が困難で、保管あるいは貯蔵される廃棄物等（放射性廃棄物、有害廃棄物等を含む）については、その種類毎の量及び状況を、別途、公表することが望まれます。

記載することが望ましい内容

記載することが望ましい内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	事業者全体又は個別事業所の別
廃棄物 有害廃棄物排出量及びその低減対策	人の健康や生活環境に悪影響を及ぼします。	t	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物について算定します。種類及び処理方法についても公表します。	素材、加工組立等	事業者全体 個別事業所
PRTR 対象物質の廃棄物移動量及びその低減対策	人の健康や動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあります。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について、各物質毎に算定します。	素材、加工組立等	事業者全体 個別事業所
事業者内部での廃棄物の循環的利用量及びその増大対策	廃棄物の排出を抑制するため、工場・事業所で発生した廃棄物を工場・事業所内で再度利用することを促進します。	t	再使用量、再生利用量の把握を基本とし、熱回収量も含める場合には、その旨別途公表します。	素材、加工組立等	事業者全体 個別事業所

4) ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及び環境負荷の低減対策

事業エリア内での環境負荷について、ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及び環境負荷の低減対策を記載します。

記載すべき内容

環境に影響を及ぼす事故件数、内容（漏出物質名、状況、量等）及びその浄化対策の状況

記載することが望ましい内容

記載することが望ましい内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	事業者全体又は個別事業所の別
土壌・地下水汚染の状況及びその低減対策	工場敷地外への流出や、住宅地・学校・公園等への用途変更等により、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。	状況、箇所、濃度 (mg/kg、mg/l)		素材、加工組立等	事業者全体 個別事業所
自然地域の改変面積及びその縮小対策	自然地域の改変は、景観や生活環境の悪化、野生動植物種の減少・絶滅等を引き起こします。	ha、 内容	森林、草原、湿原、干潟、珊瑚礁、自然海（湖、河）岸や、自然公園等の保護区域の改変面積を算定します。	建設等	事業者全体 個別事業所
緑化・植林、自然修復面積及びその拡大対策	緑化・植林、自然修復は、景観や生活環境の改善、野生動植物種の保存に貢献します。	ha		全業態	事業者全体 個別事業所
有害物質保有量及びその低減対策	有害物質は、それを保有しているのみでは直ちに環境負荷は生じませんが、事故や漏出、揮発等により環境中へ放出されるリスクがあることから、保有量についても低減を図る必要があります。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について公表することを基本とします。	素材、加工組立等	事業者全体 個別事業所

5) 上・下流での環境負荷の状況及び環境負荷の低減対策

事業者の上・下流 - 物品等の購入、輸送、製品・サービス等に係る環境負荷の状況及び環境負荷の低減対策を記載します。

(1) 購入する物品等に係る環境負荷

環境への負荷を極力少なくし、資源・エネルギーの循環的利用を促進していくためには、自らの事業エリア内における取組のみならず、原材料・部品・製品・サービス等の購入先、いわゆる上流側での取組を積極的に働きかけていくことが必要です。そのための重要な手法として、環境配慮型の製品・原材料・サービス等の購入、エコマーク等の環境ラベル認定製品の購入等の、いわゆるグリーン購入があります。

グリーン購入については、「4. 環境マネジメントに関する状況」の「5) グリーン購入」の箇所に記述します。

(2) 輸送に伴う環境負荷

我が国の二酸化炭素の排出量のうち、運輸部門からの排出は年々増加しており、1998年度においては、1990年度比 21.1% 増となっており、全体の排出量の 21.7% を占めています。また、自動車輸送の増加及び集中に伴い、都市部の大気汚染は深刻化してきています。

この輸送に伴う二酸化炭素及び大気汚染物質の排出を削減していくためには、鉄道・船舶輸送への切り替え等のモーダルシフトの推進や、共同輸配送や帰り荷確保等の輸送効率の向上とともに、輸送量そのものを極力削減していくことが必要です。

以上のことから

総輸送量

輸送に伴う二酸化炭素排出量

と、その低減に向けての取組内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

記載すべき内容

総輸送量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア. 単位は、 $t \times km$ 又は $人 \times km$ とします。

イ. 算定に当たっては、自社輸送及び製品・サービスに伴う外注分(委託等)の輸送について、その輸送手段毎(自動車、船舶、鉄道、航空機等)に把握し、これを合算します。

ウ. 製品・サービスに伴う外注分(委託分)については、正確な把握、算定が困難ですが、可能な限りこれを把握することが望まれます。把握が難しい場合は、主要な製品についてのみ算定する、一定のシュミレーションモデル等により推計する等の方法をとっても良いと考えられます。

エ. 原材料、燃料等の購入に伴う輸送については、専用又はチャーター等の輸送手段により、他の一般貨物等と混載されないで、納入される場合は、これを別途公表することが望まれます。

オ. 自社輸送と外注分の別、輸送手段毎の内訳等を公表することが望まれます。

カ. 共同輸配送や帰り荷確保等による輸送効率(単位: $\% \{ [輸送 t \times km] / [能力 t \times km] \}$)の向上も、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減に資するものであり、併せて取り組み、公表することが適切です。

輸送に伴う二酸化炭素排出量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位は、t - CO₂とします。

イ．算定に当たっては、自社輸送及び原材料、製品・サービスについての外注分（委託等）の輸送について、その輸送手段毎（自動車、船舶、鉄道、航空機等）に二酸化炭素排出量を把握し、これを合算します（自社輸送分は、上述の「CO₂排出量」と重複。）

ウ．外注分（委託分）について把握が難しい場合は、主要な製品についてのみ算定する、一定のシュミレーションモデル等により推計する等の方法をとっても良いと考えられます。

エ．原材料、燃料等の購入に伴う輸送については、専用又はチャーター等の輸送手段により、他の一般貨物等と混載されないで納入される場合は、これを別途、公表することが望まれます。

オ．自社輸送と外注分（委託分）の別、輸送手段毎の内訳等を把握することが望まれます。

記載することが望ましい内容

記載することが望ましい内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	事業者全体又は個別事業所の別
輸送に伴うNO _x 排出量及びその低減対策	主にディーゼル自動車の排ガスを原因とするNO _x の大気汚染が、大都市圏住民に呼吸器への健康被害等を引き起こしています。	t	自社輸送分及び外注分の内訳、輸送手段（自動車、船舶、鉄道等）の内訳を公表します。	運輸、流通	事業者全体 又は個別事業所 する全業態
低公害車の導入台数又は比率及びその増大対策	CO ₂ やNO _x 等の有害物質の排出抑制に貢献します。	台、%	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の「低公害車」及びガソリン車等のうちの「低排出ガス車」について公表します。	運輸、流通	事業者全体 又は個別事業所 する全業態

（３）製品・サービスの提供に伴う環境負荷

事業者が自ら生産・販売する製品・サービスに伴う環境負荷を削減していくことは、事業者にとって最も重要な使命の一つであり、持続可能な環境保全型社会、循環型社会を構築していく上で必要不可欠な取組であると言えます。

従って、事業者がどれだけ積極的に環境配慮型の製品・サービスの生産・販売に取り組んでいるかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

事業者が生産・販売する環境配慮型の製品・サービスの種類は多岐に渡り、その状況はそれぞれの業種、規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた取組状況を具体的に記載することが望まれます。とりわけ、銀行、証券、保険等の金融機関、流通・小売業、運送業、商社などにおいては、直接的な生産活動を行っていない場合が多いことから、自らのサービスに係る環境配慮の取組について、その業種特性に応じた記述の工夫が求められます。例えば、金融機関においては、投融資に当たっての環境配慮について記載することが望まれます。

記載すべき内容

- ・製品、サービスの特性に応じた環境負荷の状況及び環境負荷低減対策
- ・環境配慮型の製品、サービスの生産・販売量又は比率及びそれを高めるための取組状況

【公表に当たっての留意点】

- ア．それぞれの業種、規模、製品・サービスの種類等の実態に応じて、環境負荷低減の状況、あるいは環境配慮の状況を公表します。
- イ．公表に当たっては、可能な限り定量的な指標を設定することが望ましいが、定性的なものでも差し支えありません。ただし、「環境配慮型の製品・サービス」の定義や、当該指標を用いる考え方、理由について明確にしておくことが必要です。
- ウ．環境配慮型の製品・サービスの生産・販売等に係る取組の状況についても、公表することが望まれます。

記載することが望ましい内容

記載することが望ましい内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	事業者全体又は個別事業所の別
使用時環境負荷	製品群毎のエネルギー消費効率及びその向上対策	省エネ法の単位		加工組立、建設等	事業者全体
	省エネ法判断基準適合製品の比率及びその増大対策	%		加工組立、建設等	事業者全体
	低公害車の生産量又は比率及びその増大対策	台、%	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の「低公害車」及びガソリン車等のうちの「低排出ガス車」について公表します。	自動車	事業者全体
廃棄時環境負荷	総製品生産重量及びその低減対策	t		素材、加工組立、建設等	事業者全体
	有害物質含有量及びその低減対策	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」	素材、加工組立、建設等	事業者全体

			が対象とする化学物質について公表することを基本とします。		
容器・包装使用量及びその低減対策	一般廃棄物の大部分を占め、かつ、再生資源としての利用が比較的容易な容器・包装については、法令により特に抑制が強く求められています。	t	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象とする容器包装について算定します。	加工組立、流通等	事業者全体
製品群毎の平均耐用年数及びその増大対策	廃棄物の発生を根本から抑制するためには、製品の耐久性の向上や修理の実施体制の充実等を図る必要があります。	年		加工組立、建設等	事業者全体
製品群毎の再使用・再生利用可能部分の比率及びその拡大対策	廃棄物の再使用・再生利用を促進するため、製品の設計段階で、再使用・再生利用が可能な部材を用いる必要があります。	%	製品の回収及び再使用・再生利用に係るシステムの存在が前提となります。	加工組立、建設等	事業者全体
製品群毎の解体時間及びその短縮対策	廃棄物の再使用・再生利用を容易にするため、製品の解体を容易にする設計の工夫が求められています。	時間		加工組立等	事業者全体
使用済み製品、容器・包装の回収量及びその増大対策	製品等の製造、販売等を行う事業者には、当該製品等を引き取り、循環的な利用を行うことが求められています。	t		加工組立、流通等	事業者全体
回収された使用済み製品、容器・包装の再使用量、再生利用量、熱回収量又は比率及びその増大対策	製品等の製造、販売等を行う事業者には、当該製品等を引き取り、循環的な利用を行うことが求められています。	t、%		加工組立、流通等	事業者全体
総合的評価	エコマーク等の環境ラベル認定製品の生産・販売量又は比率及びその増大対策	数量、%	環境への負荷の少ない製品である環境ラベル認定製品の提供を促進することが求められています。	加工組立、流通等	事業者全体